

平成 19 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 19 年 9 月 21 日（金曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

伊藤 功一郎 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘  
市長公室長 澁谷 大司  
総務部長 板橋 正晃  
市民経済部長 菊池 三雄  
保健福祉部長 相澤 明  
建設部長 後藤 孝  
下水道部長 鈴木 建治  
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄  
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二  
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新  
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博  
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市  
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫  
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄  
納税課長 永澤 雄一  
副理事(兼)子ども福祉課長 小川 憲治  
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎  
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真  
農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗  
施設課長 佐藤 実  
下水道課長 鈴木 典男  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育部長 菊池 光信  
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏  
副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博  
副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博  
文化財課長 佐藤 慶輝  
上水道部長 鈴木 建治  
上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫  
工務課長 長田 幹

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

---

午前 11 時 04 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

皆さん、御苦労さまでございます。

またもここにやってきました。年長委員の務めでもあります。逃げたいのですが、逃げるわけにはいきませんから、しばしまた御協力をお願い申し上げたいと思います。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は伊藤功一郎委員から欠席届が出されておりますので、御報告を申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は中村善吉委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は中村善吉委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、中村善吉委員長席に着く)

---

○中村委員長

皆さん、おはようございます。

ただいま委員長に選任されました中村でございます。

一言ごあいさつ申し上げます。皆様御案内のとおり、本補正予算委員会は、限られた予算で最大の市民サービスを提供するためのものであります。

委員各位並びに当局の慎重審議と御協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

---

○中村委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には松村敬子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

● 議案第 66 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 2 号)

○中村委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 66 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 2 号) から、議案第 71 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、まず議案第 66 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

- 歳出説明

- 中村委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

- 2 款 総務費

- 内海総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 1 の 43 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の方から御説明させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費で 582 万円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 の、総務職員人件費でございますが、12 節役務費 519 万円は、職員の育児休業取得に伴い、欠員となる各部署にそれぞれ人材派遣により人員を配置することによる手数料でございます。

- 菅野市長公室参事（行政経営担当）

次に、同じく、一般管理費の 2、行政改革推進事業費で 13 節委託料におきまして 31 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。これは、先日の議会説明会において説明いたしました。自立経営都市にふさわしい行財政経営体制を構築するため、随時助言、指導をいただき、行財政改革を推進すべく、専門的知識を有します宮城大学名誉教授である天明 茂氏に行財政経営アドバイザー業務を委託するものであります。

- 鈴木地域コミュニティ課長

次に、3 の、協働によるまちづくり促進事業費で 31 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは 13 節委託料でございますが、自立都市経営にふさわしい地域経営体制を構築するため、専門的見地から助言、指導をいただきながら、市民参画型によるまちづくりを促進するため、市民活動支援で活躍されている NPO 法人「せんだい・みやぎ NPO センター」代表理事加藤哲夫氏に地域経営アドバイザー業務を委託するものでございます。

- 福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

3 目広報広聴費で 90 万円の増額補正でございます。

まず、市民相談に要する経費で 120 万円の増額でございます。これは地域で人権啓発活動活性化事業を実施します市町村への事業費補助で、塩釜管内では平成 16 年度から開始され、構成自治体で持ち回りで実施しているものでございます。

事業費の主なものは、11 節需用費で 54 万 4,000 円、これは人権の花運動用としての花の苗購入代、パンフレット等の印刷代、13 節委託料で 60 万円、これは人権講演会と児童虐待防止講演会時の講師派遣委託料でございます。

- 内海総務部次長(兼)総務課長

次の、2 の、案内業務に要する経費の 12 節役務費で 30 万円の減額でございますが、人材派遣で対応してございます案内業務に係る手数料の見込みが、当初の見込みより減額することが確認できたことにより、補正を行うものでございます。

次の、6目財産管理費で1,708万4,000円の増額補正をお願いするものでございますが、まず、13節委託料、国土調査成果修正業務委託で78万4,000円につきましては、今年度において修正の申し出が重なりまして、当初予定していた予算に不足が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

次の、市有地内地質調査業務委託130万円でございますが、中央二丁目の市有地について、のり面の崩落防止を行うため、地質調査を行い、この結果に基づき、改修の工事を行うものでございまして、次の15節工事請負費に1,500万円の補正をお願いするものでございます。

それから、次の、7目庁舎管理費で279万1,000円の補正をお願いするものでございますが、13節委託料で施設維持管理等業務委託は、庁舎東側の松くい虫防除を文化財が行います業務とあわせまして、県の市町村振興総合補助金を受けまして実施する予定でございます。当該補助金が決めたことにより、端数調整のため1,000円の増額をお願いするものでございます。

次の、施設耐震診断業務委託につきましては、市役所東庁舎の耐震診断を行うものでございますが、他の公共施設につきましても、国の補助制度を利用し、実施いたしますことから、建設部次長の方から当該補助制度の概要について説明をさせていただきます。

#### ○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

それでは、今回、補正予算に計上した市有建築物の耐震診断業務委託について、私の方から補足説明させていただきます。

歳入の補正につきましては、後ほど14款2項2目土木費国庫補助金の中で一括して御説明いたしますが、歳出の補正につきましては、一括してではなく、事業ごとに担当課長から説明させていただき関係上、その説明に先立ちまして、あらかじめ予備的な説明をさせていただくというものでございます。

多賀城市が所有する主要な建築物は、総数で95棟ございます。このうち、耐震基準が改正される前の建物は44棟で、うち12棟は耐震診断が終わっておりませんでした。今年度になってから、住宅建築物耐震改修等事業費補助金の対象として、県を通じて、東北地方整備局と協議したところ、10施設については今年度補助対象となる見込みがついたので、今回補正をお願いするものであります。

具体的な施設名は、東庁舎、鶴ヶ谷児童館、老人憩の家、老人福祉センター、山王地区公民館、山王地区公民館の体育館、大代地区公民館、図書館、郷土芸能道場及び多賀城跡管理事務所の10施設で、このうち、当初予算に計上してあります鶴ヶ谷児童館、山王地区公民館及び山王地区公民館の体育館については、当該施設に係る国庫補助金相当分の一般財源全額の財源組み替えとなっております。

#### ○菅野市長公室参事(行政経営担当)

続きまして、45ページをお開きください。

8目企画費は特定財源であります県からの土地利用規制等対策費交付金の交付決定に伴いまして、11節需用費2,000円の減額補正をお願いするものであります。

#### ○伊藤交通防災課長

次に、10目交通安全対策費におきまして3万2,000円の財源組み替えを行うものでございます。これは、当初、交通安全指導隊員数につきまして、51名見込んでおりましたが、

平成 19 年 4 月 1 日現在、49 名となり、2 名減数となったことから、財源の組み替えを行うものであります。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、12 目財政調整基金費で 213 万 2,000 円、13 目史跡のまち基金費で 95 万 8,000 円、14 目市債管理基金費で 5 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これらはいずれも積立利子を当初予算では平均利率 0.19%で見込んでおりましたが、預金利率の上昇によりまして平均利率が 0.28%に変動したことに伴いまして、増額となったことによるものでございます。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

15 目諸費で 85 万 7,000 円の増額補正でございますが、これは今議会で御承認いただきました名誉市民に対します報償金 50 万円と名誉市民章 35 万 7,000 円でございます。

○永澤納税課長

次の 47 ページをお開きください。

2 項 2 目賦課徴収費、1、市税徴収に要する経費の中で 23 節償還金、利子及び割引料に 500 万円の増額補正をお願いするものでございます。内容は、主に法人市民税の還付金であります。当初予算 2,100 万円に予備費から 1,508 万 5,000 円を充用し、合計 3,598 万 915 円を執行済みであります。今回、10 月から 3 月まで 6 カ月分の支出見込額の補正をお願いするものであります。

○内海総務部次長(兼)総務課長

次の 49 ページをお開きいただきたいと思います。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費で 100 万円の減額補正でございますが、市民課の窓口業務に当たっております人材派遣に係る手数料が、当初の見込みより減額できる見通しとなりましたので、補正をお願いするものでございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

次の 51 ページをお願いします。

4 目県議会議員選挙費で 366 万 6,000 円の減額でございます。これは今年 4 月 8 日に執行されました宮城県議会議員一般選挙の最終内示額がまいりましたので、その精算による減でございます。

次の、5 目市議会議員選挙費で 654 万 8,000 円の減額でございますが、これも今年 4 月 22 日執行されました市議会議員一般選挙の執行残でございます。

その主なものは、3 節職員手当等 107 万円、次のページをお願いします。14 節使用料及び賃借料 52 万円のほか、19 節負担金、補助及び交付金で 341 万 1,000 円の減でございます。これは当初立候補予定者を 27 名と見て予算を計上しましたが、24 名の立候補者でございましたので、それに伴います公営化の選挙運動用はがき、ポスター、自動車交付金等の執行残でございます。

● 3 款 民生費

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費で、補正額がゼロ円でございますが、市町村振興総合補助金の交付決定に伴い、社会福祉団体献血推進協議会に関する経費に係る1,000円の財源の組み替えでございます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

4目老人福祉費で168万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは老人憩の家と老人福祉センターの耐震診断を行うためのものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

7目長寿社会対策基金費であります。これにつきましても、当初では、積立利子の平均利率を0.19%と見込んでおりました。預金利率の上昇によりまして、平均利率が0.28%に変動し、増額となったことによるものでございます。

○小川こども福祉課長

次に、57ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費で94万4,000円の増額補正でございます。これはこども福祉課職員の育児休業に伴う臨時職員の雇用に係る共済費13万7,000円と賃金80万7,000円でございます。

次に、2目保育運営費の補正でございますが、県の市町村振興総合補助金の交付決定に伴う財源の組み替えでございます。

最初に、説明欄1の、特別保育事業に要する経費でございますが、障害児保育事業における補助対象要件に該当しないことにより、財源として見込んでいた補助金117万6,000円を一般財源に組み替えるものでございます。

次に、2の、認可外保育所運営費補助に要する経費でございますが、保育対象児童数の増加により、補助金60万7,000円の増が見込まれるため、一般財源を減ずる財源組み替えをするものでございます。

次に、3の、たがじょう子ども生活塾事業に要する経費でございますが、市町村総合振興補助金補助対象事業に認められたことにより、事業費の2分の1に相当する額124万円を一般財源を減ずる財源組み替えをするものでございます。

ここで、今回の補正とはちょっと関係ございませんが、あかね保育所の耐震診断の結果が出ておりましたので、御報告させていただきます。

診断の結果、エックス方向、ワイ方向とも、耐震判定指標を満足しているとの評価結果が出ておりますので、御報告申し上げます。

次に、補正に戻ります。

3目児童館管理費の補正でございますが、さきに2款1項7目で説明のあったように、児童館の耐震診断業務に対して、国の住宅建築物耐震改修等事業費補助金45万1,000円の交付により、一般財源を減ずる財源組み替えをするものでございます。

次に、5目母子福祉費で264万6,000円の増額補正でございます。

最初に、1の、児童入所施設措置に要する経費の218万7,000円でございますが、これは配偶者からのDVにより、母子生活支援施設の入所が必要となった母子に係る措置費でございます。

○鈴木国保年金課長

次に、2、母子・父子家庭医療費支給に要する経費で45万9,000円の増額補正でございます。これは母子・父子家庭医療費助成県費補助金返還金で、平成18年度分の確定に伴うものであります。

7目乳幼児等医療対策費は5万5,000円の財源の組み替えでございます。これは市町村振興総合補助金の中の、乳幼児医療費助成事業市町村事務費の廃止に伴うものであります。

○小川こども福祉課長

次に、8目児童センター管理費で109万7,000円の増額補正でございます。これは児童センター職員の長期の病気休暇に伴う臨時職員の雇用に係る共済費14万2,000円と賃金95万5,000円でございます。

● 4款 衛生費

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

4款1項4目老人保健事業費で1,276万9,000円の減額補正でございます。これは老人保健特別会計繰入金であります。詳しい内容につきましては、老人保健特別会計で御説明申し上げます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお願いします。

2項1目清掃総務費で705万3,000円の増額補正でございます。

一つは、塩釜地区環境組合負担金額の確定に伴う346万2,000円の減額、次の、宮城東部衛生処理組合負担金で、これは特別負担金の普通交付税に算入されました額が確定したことに伴い1,051万5,000円の増額、これらの差額を補正するものでございます。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

次のページをお願いいたします。

3項1目上水道施設費で5,695万6,000円の追加でございます。これは多賀城市水道事業に対する水道高料金対策の補助金でございます。昨年度に引き続き交付対象となったものでございます。

● 6款 農林水産業費

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

次のページをお願いいたします。

6款1項4目農地費で 295万 1,000円の補正増をお願いするものでございます。これは、今年度事業の加瀬用排水路3号整備工事箇所が、山王遺跡の範囲に追加されたことにより、発掘調査に要する費用でございます。

その主なものといたしまして、賃金 110万 3,000円、需用費 32万 5,000円、委託料 64万 1,000円、使用料及び賃借料 85万 6,000円となっております。

- 8款 土木費

- 郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費 28節繰出金で 128万 9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、当初では、平均利率を 0.19%と見込んでおりましたが、預金利率の上昇によりまして、平均利率が 0.28%に変動し、積立利子が増額となったものでございます。

- 佐藤施設課長

次のページをお願いいたします。

4項3目公園費で 300万円の増額補正でございます。これは多賀城公園野球場の平成 20年度指定管理者制度導入に向けて、野球場施設修理及び電力量メーター個器設置業務委託に要する経費の増額をお願いするものでございます。

11節需用費の修繕料といたしまして 250万円の増額でございますが、これは内外野のクッションラバーの塗装代、それから外野のクッションラバーの目地テープがはがれてきておりまして、目地の張り直し費用でございます。

13節委託料 50万円の増額でございますが、現在、多賀城公園には 1 個の電力メーターしかございませんが、来年度から指定管理者に移行することから、野球場だけで使われる電力量を把握する必要性から個メーターを設置する費用でございます。

- 佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

5目下水道事業特別会計繰出金で 1,370万円の減額補正を行うものでございます。これは下水道事業債の発行可能額の増加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5項2目住宅環境整備費で 471万円の増額補正を行うものでございます。これは説明欄 1の、木造住宅地震対策事業費でございまして、多賀城市地震防災マップ作成のための委託料 441万円と、負担金、補助及び交付金として 30万円の補正をお願いするものです。

- 9款 消防費

- 伊藤交通防災課長

次の 73 ページをお開き願います。

9款1項1目非常備消防費におきまして、1、消防団活動に要する経費のうち、19節負担金、補助及び交付金 50万円の増額補正を行うものでございます。これは平成 19年 3月 30日付で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、同年 4月 1日から施行されたことによりまして、宮城県市町村非常勤消防団

員補償報償組合負担金のうち、退職報償費負担金につきまして、消防団員等公務災害補償等共済基金に対し支払いすべき掛金の額が、消防団員 1 人当たり 2,000 円に引き上げられまして、条例で定める定数分として追加負担金 50 万円が発生することにより、増額補正をお願いするものでございます。

## ● 10 款 教育費

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費で 104 万 1,000 円の増額補正でございます。これにつきましても、当初予算では平均利率を 0.19%と見ておりましたが、預金金利の上昇によりまして、平均利率が 0.28%に変動したことに伴う増額補正でございます。

○相沢学校教育課長

次の 77 ページをお開き願います。

2 項 1 目学校管理費で 2,715 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

まず、1 の、特別支援学級在籍児童支援事業費で 64 万 7,000 円の増額でございますが、これは多賀城小学校の情緒障害特別支援学級に新たに 1 名の児童が入級したことに伴いまして、特別支援学級在籍児童・生徒補助員を 1 名配置するための費用でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、2 の、学校施設改修事業費で 2,651 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは学校施設の耐震化を促進するため、小学校校舎の耐震補強工事の設計及び耐力度調査を行うものでございます。

初めに、耐震補強計画等設計業務委託 1,874 万円は、多賀城東小学校及び山王小学校の耐震補強工事設計業務委託料でございます。内訳は、東小学校が 826 万 1,000 円、山王小学校が 1,047 万 9,000 円でございます。

次に、耐力度調査業務委託 777 万円は、天真小学校校舎屋内運動場の耐力度調査を行うための業務委託料でございます。これは改築事業の採択基準となる耐力度点数が、来年度に 5,000 点から 4,500 点に引き下げられる予定でありますので、今後の方針を検討するため耐力度調査を行い、天真小学校校舎の現況を把握するものでございます。

○相沢学校教育課長

次の 79 ページをお開き願います。

3 項 1 目学校管理費で 3,051 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

まず、1 の、特別支援学級在籍生徒支援事業費で 64 万 7,000 円の減額でございますが、これは先ほど小学校管理費で説明いたしました、多賀城小学校に特別支援学級在籍児童・生徒補助員を配置するため、予算の組み替えを行うものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、2 の、学校施設改修事業費で 3,116 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは学校施設の耐震化を促進するため、中学校校舎の耐震補強設計を行うものでございます。

内訳は、多賀城中学校の耐震補強設計業務委託で 1,465 万 8,000 円、技術家庭科棟の機能移転のための工事設計業務委託費で 240 万 6,000 円、第二中学校校舎の耐震補強設計業務委託で 1,410 万 2,000 円でございます。

○相沢学校教育課長

2 目教育振興費で 16 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。これは「13 歳の社会へのかけ橋づくり」事業費として、人と人とのかかわりが希薄化している現代、中学 1 年生が地域の環境美化活動や福祉体験、奉仕活動体験を通して社会に貢献しようとするきっかけをつくり出し、思いやりや公共心、社会性をはぐくむ事業でございまして、財源はすべて県補助金でございます。

○伊藤生涯学習課長

次の、81、82 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 1 目社会教育総務費で 13 万 5,000 円の増額補正でございます。これは各行政区におきまして、地域の連帯感の高揚を目的といたしまして開催する教室や講座、事業等を行う経費の一部といたしまして、1 事業につき 1 万 5,000 円を限度に交付している補助金でございますが、当初、90 件を見込んでおりましたが、各地区の社会教育振興員の方々に積極的に取り組んでいただきまして、今回、99 件の事業申請があったことにより、増額するものでございます。

次に、3 目公民館費で 260 万 5,000 円の増額補正でございます。

まず、1 の、山王地区公民館耐震診断事業費でございますが、これは財源の組み替えでございます。現在、山王地区公民館の耐震診断を行っておりますが、当初において補助金を見込んでおりませんでした。今回、国の補助見込みが立ったということで、財源の組み替えをお願いするものでございます。

次に、2 の、山王地区公民館維持管理経費で 73 万 5,000 円の補正でございます。これは山王地区公民館の体育館の屋根でございますが、雨足の強いときに雨漏りが発生するというので、これを修理するものでございます。

次に、3 の、大代地区公民館維持管理経費で、187 万円の補正でございます。これは 13 節委託料で施設の耐震診断を行うものでございます。

○佐藤文化財課長

4 目文化財保護費は 29 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは文化財施設である多賀城市郷土芸能道場と多賀城跡管理事務所の施設耐震診断業務委託料でございます。

○伊藤生涯学習課長

次に、6 目図書館費で 213 万円の増額補正でございます。これは図書館運営管理に要する経費の 13 節委託料で、施設の耐震診断を行うものでございます。

8 目市民会館費で 157 万円の増額補正でございます。これは市民会館運営管理に要する経費で、1 節報酬と 4 節共済費でございますが、現在、病氣療養中の職員が 1 名おりますので、かわりに非常勤職員を雇用するものでございます。

○佐藤文化財課長

9 目埋蔵文化財調査センター費は 600 万円の増額補正をお願いするものであります。

1 の、埋蔵文化財緊急調査に要する経費 600 万円は、個人住宅建設に対する調査費用に不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。その主なものは、発掘作業員賃金等が 241 万 3,000 円、使用料及び賃借料の機械借上料が 169 万 6,000 円、養生設備等借上料が 49 万 6,000 円であります。

次のページの、2 の、埋蔵文化財啓発活動事業費は、報償費から旅費と消耗品費へ組み替えを行うものであります。これは埋蔵文化財調査センター体験館の開館に伴う記念講演会の費用弁償等に充てるものであります。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、10 目生涯学習推進基金費ですが、これにつきましても、当初予算では平均利率を 0.19%と見込んでおりました。預金利率の上昇によりまして、平均利率が 0.28%に変動しましたので、積立利子が増額となったものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

- 歳入説明

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、歳入の説明を申し上げます。

- 9 款 地方特例交付金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

33 ページをお開き願います。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金で 21 万 5,000 円の増額補正でございます。県から今年度の交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。これは児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加について措置されているものでございます。

2 項 1 目特別交付金で 2,697 万 2,000 円の減額補正でございます。これも県から今年度の交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を減額するものでございます。

この特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として交付されているものでございます。

- 10 款 地方交付税

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、10 款 1 項 1 目地方交付税で 1 億 6,627 万 6,000 円の増額補正であります。こちら県から今年度の交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。

増額となった主な要因でございますが、平成 19 年度から導入されました「頑張る地方応援プログラム」による割り増し算定分といたしまして 6,325 万 8,000 円、水道高料金対策補助金の普通交付税に係る措置額といたしまして 2,658 万 7,000 円のほか、公債費の元利償還金の基準財政需要額への追加措置等によるものと考えております。

● 12 款 分担金及び負担金

○小川こども福祉課長

次に、12 款 1 項 1 目民生費負担金で 3 万 6,000 円の増額補正でございます。これは歳出で御説明いたしました、母子生活支援施設入所措置に伴う本人負担金でございます。

● 14 款 国庫支出金

○小川こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 107 万 5,000 円の増額補正でございます。これも同じように、歳出で御説明いたしました母子生活支援施設入所措置に伴う国庫負担金でございます。施設入所措置費より本人負担分を除いた額の 2 分の 1 相当額でございます。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いいたします。

2 目 2 節住宅費補助金で 783 万 2,000 円の増額でございます。収入見込額 1,055 万 2,000 円から計上済額 272 万円との差額を補正するものでございます。

これは、歳出で御説明しましたとおり、一つは、市有建築物耐震診断に係るもので、うち、多賀城市地域防災計画に定める緊急輸送路に面する施設 5 棟分につきましては、事業費 831 万 7,000 円の補助率 2 分の 1 の 415 万 7,000 円を、それ以外の施設 5 棟分については、事業費 396 万 1,000 円の補助率 3 分の 1、132 万円をそれぞれ追加するものでございます。

二つ目は、多賀城市地震防災マップ作成事業分で、事業費 471 万円の補助率 2 分の 1、235 万 5,000 円を追加するものでございます。

○佐藤文化財課長

3 目 4 節社会教育費補助金でございますが、300 万円を増額補正するものでございます。これは市内遺跡発掘調査等に係る収入でございます。

● 15 款 県支出金

○小川こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目民生費県負担金で 53 万 7,000 円の増額補正でございます。これは歳出で御説明いたしました母子生活支援施設入所措置に伴う県負担金でございます。施設入所措置費より本人負担分を除いた額の 4 分の 1 相当額でございます。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

次に、2 項 1 目総務費県補助金のうち 2 節土地利用規制等対策費補助金 2,000 円の減額補正であります。これは先ほど歳出のところで申し上げましたとおり、土地取引等事務に係る交付金が確定したことによる補正であります。

次の、3 節市町村振興総合補助金 58 万 4,000 円の増額補正につきましても、歳出のところでそれぞれ御説明いたしましたが、当初予算との差額を計上したものでございます。

○相沢学校教育課長

次の 37 ページをお願いいたします。

5 目 2 節中学校費補助金で 16 万 4,000 円の増額補正でございますが、これは歳出でも御説明いたしました「13 歳の社会へのかけ橋づくり」事業実施に伴う県補助金で、補助率は 100%でございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

3 項 1 目総務費委託金で 247 万 6,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

3 節選挙費委託金で 367 万 6,000 円の減額でございますが、これは歳出で御説明しましたとおり、県議会議員選挙委託金につきまして、最終内示額がまいりましたので減額をするものであります。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

5 節人権啓発活動費委託金で 120 万円の増額補正でございます。歳出でも御説明しましたが、これは地域で人権啓発活動活性化事業を実施する市町村への委託金で、毎年持ち回りで開催しており、今後 5 年ごとの開催が予定されております。

● 16 款 財産収入

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 578 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳出でも御説明をいたしましたように、説明欄記載の各基金におきまして、積立利子が増額になったことによるものでございます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

2 項 1 目不動産売払収入で 1,737 万 7,000 円の増額でございます。これは新たに市が保有します土地 2 件の売り払を見込みまして計上したものでございます。

● 18 款 繰入金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 8,054 万 3,000 円の減額補正でございます。こちらは財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございますが、これによりまして、補正後における財政調整基金の年度末残高、平成 19 年度末における見込み残高は 8 億 1,881 万 8,000 円となるものでございます。

続きまして、2 項 3 目介護保険特別会計繰入金 4 万 6,000 円の増額補正でございますが、平成 18 年度の介護給付費事務費繰出金の精算に係る返還金でございます。

2 項 4 目下水道事業特別会計繰入金 5,294 万 4,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、下水道事業が公営企業会計から特別会計に移行したことに伴いまして、企業会計からの引継金及び平成 18 年度の決算確定に伴う清算金を一般会計に繰り入れるものでございます。

● 19 款 繰越金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

それから、次の 41 ページになります。

19 款 1 項 1 目繰越金で 1,026 万 3,000 円の減額補正でございます。当初予算では、過去数年間の繰越剰余金の状況にかんがみまして、2,000 万円を計上いたしておりましたが、平成 18 年度決算剰余金が 2,073 万 7,000 円にとどまり、法令の規定により、その 2 分の 1 以上の額を財政調整基金に積み立てしなければならないため、財政調整基金に 1,100 万円の積み立てをし、残りの 973 万 7,000 円が繰越金となりましたので、その計上額との差額を補正するものでございます。

● 20 款 諸収入

○伊藤生涯学習課長

次に、20 款 5 項 3 目雑入で 245 万 6,000 円の増額補正でございます。これは社会体育施設管理運営業務委託精算返還金で、総合体育館及び市民プール、市民テニスコートの管理運営を NPO 法人多賀城市民スポーツクラブを指定管理者といたしましてお願いしているところでございますけれども、協定に基づき、平成 18 年度分の燃料代、光熱水費、修繕料を精算した結果、返還を受けるものでございます。

なお、当初で見込んでおりました燃料代、光熱水費、修繕料の 3 施設の合計でございますけれども、当初では 4,817 万 6,000 円でございます。それが 4,571 万 9,335 円ということで、その差額 245 万 6,665 円の返還を受けるものでございます。

● 21 款 市債

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

21 款 1 項 4 目臨時財政対策債でございますが、140 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、地方交付税と同時に今年度の借入れ可能額が県から通知されましたので、当初予算との差額を補正するものでございます。

5 目衛生債で 1,320 万円の追加補正でございます。これは歳出で御説明いたしました水道高料金対策補助金の財源として県から借り入れるものでございます。

次に、29 ページにお戻りください。

第 2 表、地方債補正であります。ただいま市債で御説明申し上げましたように、各地方債の補正をお願いいたしまして、合計では 1,460 万円増額の 11 億 1,100 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 6 億 6,377 万 3,000 円の黒字、元利ベースでは 11 億 170 万 8,000 円の黒字化が図られております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時でございます。よろしく申し上げます。

午前 11 時 51 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○中村委員長

ちょっと時間が早いようですが、これより再開いたします。

配付資料に対する説明の申し出がありますので、これを許可します。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

それでは、皆様、資料 1 の 35 ページをお開きください。

35 ページの、15 款 2 項 1 目総務費県補助金の中の第 3 節市町村振興総合補助金、先ほど 58 万 4,000 円の増額補正の説明をさせていただきましたが、その具体的な補助金のメニューがわかりづらいということもありましたので、今回、お手元に資料を配付させていただきました。その内容について若干説明をさせていただきたいと思います。

この市町村振興総合補助金という制度は、平成 17 年度にスタートした制度でございます。これは宮城県の市町村振興総合補助金交付要綱というものが根拠になってございます。これは毎年 4 月に県の方から、平成 19 年度におきましては、40 項目のメニューを示されます。その 40 項目のメニューのうち、多賀城市がその項目に該当する事業をピックアップいたしまして、県の方に補助申請をするというふうな流れでございます。

今回、平成 19 年 7 月 12 日に交付決定通知が来たのがこの申請事業内訳のメニューでございます。

まず、第 1 点が、市町村交通安全対策推進事業、それからごみ減量化、以下全部で 8 項目でございます。この中でちょっとわかりづらいのが、40 番でございますけれども、市町村提案事業、これはいわゆる「たがじょう子ども生活塾」事業が該当しております。これらの項目に対して、補助対象経費が 2,787 万円でございますが、それに対しまして補助金額合計としましては 743 万 6,000 円が今回交付決定された。これは一般的には大体 2 分の 1 補助対象になるのですが、この中で 2 分の 1 に該当していないのが市町村献血推進事業、これは 60 万円という基本に 3 分の 1 でまず 20 万円、それから実績割補助として 2 万 3,000 円がプラスされて、補助金が 22 万 3,000 円というような計算をされてございます。

それから、2 分の 1 該当以外にもう 1 項目は、ちょっと順番が不同になりまして申しわけございません。市町村交通安全対策推進事業でございます。これは、交通安全指導員、今、多賀城市でこの段階で 49 名でございます。49 名掛ける 1 万 6,000 円で 78 万 4,000 円というふうな計算がされてございます。

それから、番号 9 の、少年補導センター運営事業、これは 20 万円となっております。これは 20 万円の打ち切り補助になってございます。

あと、そのほかはすべて 2 分の 1 補助になってございます。

当然、これは今現段階における補助対象事業経費に基づく積算でございます。当然、平成 19 年度の事業が終わった段階で精算というふうな形になってございます。

先ほど申し上げましたとおり、当初予算で 685 万 2,000 円ということでございましたので、その差額 58 万 4,000 円を今回増額補正ということでございました。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

裏面の耐震診断費用概算について御説明申し上げます。

この耐震診断費用の補助金ですが、根拠法令が建築物の耐震改修の促進に関する法律ということになっております。これに基づいて各市町村が耐震改修促進計画をつくりまして、この中に網羅されるものが補助の対象となるということでございます。

お手元の資料ですが、一番左の欄に施設名が載っております。次が構造でございます。延べ床面積、それから耐震診断費用となっております。耐震診断費用につきましては、これは積算した金額で載せております。

次に、補助単価でございますが、この補助単価につきましては、1,000平方メートル以下が2,000円、1,000平方メートルから2,000平方メートルまでが1,500円、2,000平方メートルを超えるものが1,000円ということになっております。

補助事業費につきましては、延べ面積掛ける補助単価で補助事業費を出すのですが、その金額が耐震診断費、こちらで言うと左から4番目の、実際にかかる費用ですが、これを上回る場合には、その小さい方の数字を採用することになっておりますので、必ずしも延べ床面積掛ける補助単価イコール補助事業費にはなっておりません。

次が補助率、補助率が2分の1と3分の1でございますが、この区分けにつきましては、右から2番目に、備考の欄がございます。この中で、緊急輸送路というふうに表記されておりますが、その通称赤本、地域防災計画の中で緊急輸送路として位置づけられている道路に敷地が面している場合には、補助率が高い方の2分の1、敷地が緊急輸送路に面していない場合には、低い方の3分の1という補助率になります。

これを計算しまして補助金額を出しまして、差し引きで一般財源を算出しております。

○中村委員長

以上で配付資料の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、さきの決算委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、質疑においては自分の意見や要望はできるだけ述べないこと。以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○中村委員長

それでは、初めに、歳入の質疑を行います。

○竹谷委員

34ページ、地方交付税の中で、説明のときに「頑張る地方応援プログラム」、これはできたのはことしですね、政府のあれで。これは多賀城は8,000万円ですか、幾らですか、6,000万円とかという説明がありましたが、これは宮城県でどのくらい来て、各市町村はどのような現状になっているのか。

そして、多賀城はなぜそういう該当になったのか、たしか事業があるはずですね。まちづくりとか何かで、元気な地方をつくっているところには、特別交付してあげますという制

度であったように記憶しておりますけれども、その辺についてちょっと詳しく、新しい制度ですので、詳しくお聞かせください。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今の御質問にお答えいたします。

まず、「頑張る地方応援プログラム」につきまして、簡単に御説明申し上げます。この「頑張る地方応援プログラム」は、目的としまして、やる気のある地方が、自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずるといふことで、今年度から地方財政措置がされることになったものでございます。

大枠につきましては、地方交付税による支援措置が 3,000 億円程度というふうに言われております。

そのうち、平成 19 年度におきましては 2,700 億円程度ということで、全体の枠が地方財政計画の方に計上されていると、こういうことになります。

この内訳でございますが、一つは、市町村がプロジェクトに取り組むための経費に要する経費ということで、これが特別交付税の措置として 500 億円程度、それから、もう一つが、行政改革の実績を示す指標あるいは製造品出荷額等の成果資料、こういったものの数値が向上した市町村、あるいは都道府県に対する普通交付税の割り増し算定分として 2,200 億円程度、さらには、地方産業活性化法に基づく企業立地促進に係る地方交付税措置ということで、これは来年度以降、平成 20 年度以降の措置になる見込みのようですが、これは 300 億円程度というような、大枠の、三つの大枠のプログラムと申しますか、区分があるということでございます。

先ほど御説明いたしました地方交付税の分につきましては、2 番目に御紹介しました行政改革の実績を示す指標、あるいは製造品出荷額等の成果の数値、これらが向上した部分について割り増し算定が行われた分ということで、多賀城市におきまして、先ほど御紹介しました数字が 6,325 万 8,000 円ということございました。

宮城県の方でございますが、ちょっと各団体の積み上げはちょっとしておらなかったのですが、県の方から発表されておりました今年度交付税の概略のちょっと文章に載っておる部分で御紹介させていただきますと、県内全体で 24 億 4,000 万円程度、この分があったようでございます。

その中で、多賀城市はどうだったかと申しますと、今の数字は市それから町村すべて含めてということになります。多賀城市は、市部の中では、一つ御紹介しますと、仙台市の方でこの普通交付税の割り増し算定分が 1 億 6,000 万円程度のものでございます。それから石巻市で 4,300 万円程度、塩竈市では 3,600 万円程度、それから気仙沼市では 3,000 万円、白石市では 5,300 万円、名取市では 1 億 7,000 万円、角田市では 3,000 万円、岩沼で 5,800 万円、登米市で 1 億 1,800 万円、栗原市で 2 億 8,500 万円、東松島市で 6,300 万円、大崎市で 1 億 4,500 万円、その中で多賀城市が 6,300 万円程度ということがございますので、少なくはないというような印象は持っております。

どういった項目がこの割り増し算定になっていたかと申しますと、一つは、歳出削減率、行政改革に伴って、どれぐらい歳出等の削減効果が出ているのかという部分で算定されている部分がございます。まず、歳出の削減の取り組みに要する経費ということでの割り増し算定分が、多賀城市では 1,300 万円ございました。これは平成 17 年度の決算額と平成

14年度の決算額を比較して、どれほど削減効果があったのかというものを一つの尺度に、ほかの自治体と比較して、効果があった分ということで算定されているようです。

それから、徴税強化、徴収率が努力されているかどうか、これにつきましても平成14年度と16年度まで、あるいは17年度との数字、こういったものを比較しているようです。金額が570万4,000円となっております。徴税関係では570万4,000円。

それから、出生率ですが、こちらでも過去何年か分の変化率を、女性の年齢階層ごとの出生率などを、かなり細かく分析した数字のようですが、それでもって出生率について1,021万2,000円の割り増しが来ております。

それから、ごみ処理量ですが、廃棄物の減量化あるいは分別収集、この部分におきまして590万4,000円、それから事業所数ということで、これは事業所統計等の数字で、平成13年度と16年度の変化率を見ておるようでございますが1,485万7,000円。

それから、若年就業率、これは平成12年度と17年度との変化率を見ておるようです。若年就業率の部分で731万3,000円。

最後に、転入者人口ということで、転入者人口、これが平成14年度と17年度との差、転入者、多分ふえているということだと思いますが626万8,000円。

これらを合わせまして6,325万8,000円の割り増し算定ということになっております。

さらに、どういう部分でのという部分を、我々もちょっと探してみたいのですが、交付税の算定上、全国の指数に対しての多賀城市の指数のような形になっていて、なかなか実際のその数値が、例えば何人ふえてといった部分がうまく見えてこないということで、ちょっとそこまでは分析しかねておったのですが、これらの項目について、多賀城市は全国平均よりも頑張ったということでの割り増しがあったということだと思います。

この制度につきましては、全国平均よりも逆に悪化した場合はどうなのだということがあるのですが、これについては割り増し算定だけを行うという制度になっているようでございます。

#### ○竹谷委員

なかなか面白いことを考えましたね。わかりました。内容はわかりました。いや、多賀城もよく頑張ったという評価ですね。あとは合併した市、新市が多いですから、当たり前、こういうところにはやらないと、総務省が合併するためには、「特例やってやるよ。やってやる」と人參をぶら下げたわけですから、このぐらいうっていかないと、何だということになりますね。なかなかいい、わかりました。内容はわかりました。

それで、今、細かくいろいろお聞かせ願いましたので、後でちょっとお邪魔しますので、この内容をちょっと教えてください。

というのは、これは大事なことなのです。結果的に、ごみの問題にしても、若年の問題にしても、出生率にしても、これらをやればこういう国の手当てがあるとなれば、多賀城としてこの政策をより一層こういう資金を活用しながら、効果ある政策を打ち出していく。そうすれば、来年度も「頑張る地方応援プログラム」に沿って、またある程度の評価がされるのではないかと。

ですから、私はこういうものを使って、そういうものにやらないと、ただ普通財源で受けたから、普通にやればいいというのではなく、やはりそういう項目がある程度分析されているのであれば、その項目に合って、多賀城がどうあるべき政策を訴えていくか、実施し

ていくかということは、私は大事だと思うのですけれどももいかがでしょうか。どうぞしかるべき人が答弁してください。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、交付税全体のお話を今のと絡めてさせていただきたいと思います。確かに、「頑張る地方応援プログラム」では、今御紹介しましたように、6,300万円ほどの割り増し算定ということで、割り増しの需要額、その分、上乗せできたというような形になってはおるのですが、平成19年度は25億4,127万円、そして18年度が26億6,763万3,000円でした。今回の補正予算でございますので、当初予算と比較しますと、今回の補正額1億6,000万円ほど増額ということで、当初見込んでおった予算に比較すると、増額になったということなのでございますが、前年度と比較しますと1億2,635万7,000円の減額になっております。伸び率では4.7%の減額となっております。

これは、算定の中にはこういった「頑張る地方応援プログラム」のように、頑張った部分に対してはインセンティブ的な要素も盛り込んでいるということでの、交付税の大きな考え方の一つの転換の部分だとは思っております。

残念ながら、しかし、決算の説明でも申しましたとおり、交付税全体の額が平成18年度と19年度の地方財政計画、全体の総額ベースで4.4%の減額となっております。ですので、増額になった分、頑張った分ということで、非常に喜ばしいことではあるのですが、それだけをとって見た場合は喜ばしいのですが、交付税全体というパイを見た場合には、紛れもなく縮小しているということが言えると思います。その辺も含めながら、今後考えていく必要はあるのかというふうに思います。

○竹谷委員

それはそうなのです。国は三位一体改革で交付税を減らそうという発想なのです。国に金がないから。その分、所得譲与税とかいろいろなことをうたって、地方に返しますよ、返しますよと言っているけれども、金がないのだから、あなたたちも我慢してくださいと。

ただ、その中でも、今これだけのものが出たということを考えれば、この上乗せしていただいた交付金を、より一層上乗せしていただくような施策を講じることによって、市民へのサービスが向上するのではないかとというように私は思うのです。全体的にはそうなのです。国の政策がそうなのですから、だから格差があると、きょう、討論の中でも藤原委員あたりがちゃんと、地方の切り捨てがこう、格差がこうなったのではないかとという一つの要因で、討論の中にも取り上げていたように、ですから、こういう体制の中で、どう多賀城が、細かいことを言っては失礼なのですが、多賀城だけは何としてでも財政をどう高めていくのだと。そしてサービスをしていくのだというやはり視点に立てば、こういう要素を十分にやはり分析して、その政策を推進していくことによって、6,300万円を来年は1億円に持っていこうということもできるのではないかと。これは努力ではないかと。そうすると、その分は事業として市民に還元されるわけですから、市民のサービス向上につながる。私はそういうぐあいな見方をした方がいいのではないかと。

ですから、今までみたいにのんびんだらりんで、普通の交付税が幾ら来るのだからそれでいいのだというのではなく、やはりみずから力で、みずからが、国がそういう交付税で措置してくれるのであれば、みずからが努力をして、その財政を引っ張り出していくということが私は大事ではないかと思うのです。これが「頑張る地方応援プログラム」の趣旨ではないかと、はっきり言って。ですから、こういうものを大いに利用して、平成19年度はもっと1億円ぐらい増額、もらえるようにひとつ頑張っていたいただきたいということをまずコメントしておきたいと思っております。いや、本当に御苦労さんです。

それから、40 ページ、内海次長に御説明いただいたのは感謝するのですが、少なくとも2 件の売り払いであれば、大体どの辺の土地なのか、そして面積的にどのくらいなのかを、やはりきちんと説明しておくのが大事ではないかと思うのですけれども、どうぞよろしく。

○内海総務部次長(兼)総務課長

大変失礼をいたしました。実はこの関係につきましては、多賀城市のホームページに掲載をしまして、売却を公募しておったところでございます。幸いにと申しますか、ちょうどタイミングよく、申し込みもございましたようでございますので、今回補正した部分につきましては、収入の見込みが立つのかというふうに思っております。

具体的な場所でございますが、1 件目が、中央二丁目 54 番 56 号という、具体的には文化センターの駐車場のちょうど東側といいますか、下側になります。この土地で、面積が 143.60 平方メートルでございます。そちらが売却価格 650 万 5,000 円というふうな形で、公開公募というふうな形で出しておりました。

それから、もう 1 件目が、高崎二丁目 86 番 3 の所在でございます。面積が 205.91 平方メートルでございます。これは具体的には城南の地区と隣り合わせてる場所といいますか、竹谷議員の御近所だと思うのですけれども、（「スタンドのあったところと言えばわかるのではないですか。スタンドの向かいと言えばわかるのではないですか」の声あり）そうです。そのあたりの物件でございます。

売却価格で予定しておりましたのが 1,087 万 2,000 円ということで、今回、補正予算に計上させていただいた金額を、ホームページ等を通じまして公募しておりました。

○竹谷委員

高崎二丁目は、私、あそこの看板しょっちゅう通って見たのですが、これでいうと平方メートル 5 万円ぐらいでしょうか。そんな感じですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

大体それぐらいの、5 万 2,800 円平方メートル、それぐらいになります。

○竹谷委員

多分鑑定をかけて決めたお値段でしょうから、高いとか安いとかコメントする必要はないと思いますけれども、なるほど、わかりました。大変参考になりました。

○中村委員長

ほかにありませんか。

○吉田委員

先ほど来質疑がありましたけれども、地方交付税に関することではありますが、私も当初予算の議会でも述べてきたことなのですけれども、いわゆる地財計画に基づく前年度比マイナス 4.4%だという中で、「頑張る地方応援プログラム」ということが新たに設けられておられるということで、それらをも意識して取り組んではいかかかということ、予算審議の段階でも述べておきました。

当時、現在の副市長が、そのことについての取り組みについて考え方を述べられておられましたので、このような結果で新たに交付されるということに相なったことについては了

として、今後ともそれらのことについての対応策について御尽力を賜りたいと思っているところでございます。

だが、しかし、地財計画全体について、来年度どのような形のものになるか、また、内容がどのような形で構成されるかというようなこととの兼ね合いの中で、いろいろ本市においても、国に要望等を財政措置についてこれまでも図られてきているということからして、新たな市長公室が設けられて、今後の取り組みについても体制が強化されたというふうに認識しておられますから、地財計画等の今後の来年度に向けた取り組みの推移等についても、重々それらについて拳々服膺されて、御尽力を賜ればとこう思っております。財政担当者の所見だけ伺っておきます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

来年度の地方財政計画についてということでございますが、スケジュール的にはまだ平成 20 年度の、国の概算要求の段階のようでございます。財務省の方に、今、各省庁が来年度の概算要望を出しているというところで、まだ 20 年度の地方財政計画全体の姿というのは、まだこれから出てくるものと思います。

三位一体の改革が一段落しまして、平成 19 年度に本格的に税源移譲がなされて、いよいよ地方分権の時代の幕開け、財政制度上、まだまだ不十分ではありますが、幕開けのときにはなったのだろうというふうに思っておりますので、それぞれ機会あるごとに、その部分についてさらに拡充、充実していただくように、機会あるごとに、県あるいは国の方を通じてお願いしてまいりたいと思っております。

○中村委員長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○中村委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○金野委員

資料の 50 ページ、78、80 に関係あるのですが、今回、この耐震診断費用、そして耐力度調査、そして耐震補強計画決定と、集中して行うわけですが、特に学校関係についてお伺いします。

最終的な避難所となる学校ですが、昭和 56 年以前に建てられたものは、すべてこれで完了するわけですか。それをお伺いします。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

旧耐震の構造の建物は、すべてこれで完了ということでございます。

○金野委員

それで、耐震診断などをやって、いろいろな、今度もろもろの結果が出ます。一番弱いのは、私は天真小学校だと思っておりますが、この天真小学校について、それぞれの設計とか計画で、高い金額等が来たら、何か別な負担とか持っているのですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

校舎では、天真小学校でございますけれども、特別教室としては多賀城中学校の技家棟がございまして、校舎につきまして天真小学校ということで、今回補正で計上させていただきましたのは、耐力度調査でございます。

この耐力度調査というのは、改築をするか、あるいは耐震補強をするか、改築をする場合の補助基準というのがありますが、それが 5,000 点、まあ 1 万点満点で 5,000 点が現在の補助基準になっております。それが、来年度からこの 5,000 点が 4,500 点に引き下げられます。文部科学省の方針は、耐震化に当たりましては、改築よりも補強を勧めると、補強で進めるといふような方針でございますので、特に天真小学校が一番古い校舎は昭和 45 年 3 月、1 期校舎でございますけれども、45 年 3 月の完成ということでございまして、この校舎は、建てかえになるのか、あるいは補強になるのかという状況を確認をしないと、今後の方策といいますか、その方針が決定できないものですから、今年度において耐力度調査の補正予算を計上させていただいたということでございます。

○金野委員

御回答ありがとうございます。

それで、文部科学省で、来年は 4,500 点になったら、今説明されたように、建てかえとか補強と言いますけれども、例えば、今第七小学校がただ空き地になっておるわけですね。第七小学校の用地、そういうところに天真小学校をばっとう一気に入集中移動させて、こちらを売り払うとか、そういうプラン等は全然持っていないのか、あるのか、それだけ聞きます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

そういったことも含めて検討していかなければならないのでしようけれども、天真小学校がどうなるか、全面的に改築なのかどうかというのは、現段階では全くわからない状況なのです。といいますのは、多賀城小学校は 1 期校舎から 7 期校舎まであって、天真小学校より 6 年くらい古い建物なのですけれども、その多賀城小学校で一番点数の高いところが 4,973 点という建物でございます。それで、天真小学校の一番新しい、4 期分については、昭和 50 年代だったと記憶しておりますけれども、そうなると、現在の基準の点数が 5,000 点を下回るかどうかというのはわからない状態です。そうしますと、その場での改築、一部そのままの状態での、現地での改築とか、そういったような方策もあります。

ですから、そういったことを含めて、総体的に天真小学校については検討していかなければならないというふうに考えております。

○金野委員

とにかく、住民の最終避難所となる学校、また公の施設を、早急に耐震補強等をやってもらって、それに基づいて頑張って、とにかく早急にやってもらいたい。細部については、私、一般質問で出していますので、そのとき御回答をお願いします。

○佐藤委員

三つお聞きします。

まず、80ページの、「13歳の社会へのかけ橋づくり」の事業の中身はどんなことですか。

○相沢学校教育課長

「13歳の社会へのかけ橋づくり」事業の中身についてお答えいたします。

多賀城中学校は、11月1日に実施予定、国道45号沿いにプランターを設置し、環境の美化に貢献する活動を実施します。なお、そのプランターの一部を市内の公共施設にも飾るということです。

第二中学校は、10月25日を予定しております。学校周辺の清掃、植栽、砂押川等の環境美化奉仕活動を実施する予定でございます。

東豊中学校は11月19日、東豊中学校は、体が不自由な、障害をお持ちの方を学校にお招きし、手話教室等の開催を通し、その後、生徒自身がハンディキャップ体験を行うという予定になっております。

高崎中学校は、砂押川周辺の環境整備活動、それから学校周辺の史跡の環境美化活動を行う予定であります。

○佐藤委員

継続的なものになるのですか、この事業は。

○相沢学校教育課長

「13歳の社会へのかけ橋づくり」事業は、平成17年度から県の事業ということで実施されて、本年度で3年連続ということでございますが、県が、毎年3月ごろに次年度の分の予定を通知してくるので、平成20年度に確実に実行されるかどうかにつきましては、県の教育委員会の判断次第ということでございます。

○佐藤委員

余り大きな予算もないようなので、県がつけなくとも、引き続き子供たちにさせてあげればいいかというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、46ページなのですが、市政功労者表彰式典のところで、50万円以外に35万円、これは一般的な市政功労者表彰に使うお金のことですね。

○澁谷市長公室長

これにつきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、この間の議会で同意いただきました名誉市民の部分でございまして、報償金としまして、名誉市民に対して年金を贈る部分と、賞賜金としまして、名誉市民章というものを一緒に添えてやることになっております。ですから、その作成費というふうになります。

○佐藤委員

作成費というのは、賞賜金というのは現金でお渡しするというのではなくて、作成費というのはどういう。

○澁谷市長公室長

条例の第8条に、名誉市民に、賞状に名誉市民章を添えて贈るということで、その市民章はどういうものかということで、規則で様式が定められております。それで、どちらかと

いうと勲章的なものと言ったらいいのでしょうか、そういうものを、けさの長さが、けさと言うのですか、けさと言うとちょっとおかしいですが、長さとか、こういう装とか、ボタンのようなものとか、ひもとか、いろいろ長さなり材質なりが決められております。それに合った部分をつくるということで、今回、35万7,000円を上げさせていただいたということでございます。

○佐藤委員

次に、44ページです。委託料のところ、行政改革推進事業費、行財政経営アドバイザーと地域経営アドバイザーのところなのですが、本を読めばいいのですけれども、ちょっと読む暇がないので、後で読みますけれども、このお二人の方たちが、どのくらい多賀城について御存じかどうかというあたりは、どんなふうに御紹介いただけるのでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

それではお答えいたします。

まず、行財政経営アドバイザーに就任予定の天明先生なのですが、天明先生と多賀城市のかかわりは非常に深いものがございます。多賀城市において、行政コスト計算という考え方を取り入れようとしたときに、この天明さんの方にいろいろとお知恵をおかりしながら、行政コスト計算の考え方を取りまとめた経緯がまず第1点でございます。

それと、多賀城市の行政改革推進委員会というものがございまして、その会長を2年ほど務めていただきまして、多賀城市の財政的な点、それから、その行政の内容等については造詣がかなり深い方であるということでございます。

それから、地域経営アドバイザーに就任予定の加藤哲夫さんでございますけれども、この方も、多賀城市の市民参画という部分で、今の地域コミュニティ課ができる前、市民推進室の時代から、職員はもとより、それから市内の活動団体の方々と勉強会を1年間通じてやられてきた方でありまして、やはり多賀城市における今の市民の活動団体の状況であるとか、そういった地域経営的な発想であるとか、そういったものにはかなり造詣の深い方であるということでございます。

○佐藤委員

造詣が深いということで、どのくらい深いのかと思ひまして聞きましたら、行政コスト計算とか、そういうところのおつき合いだったということなのですが、何でも御存じのように、多賀城の文化とか気候とか風土とか、人の気持ちとか、そういうところが踏まえられて発展していくものだと思うのです。自治体というものは、そういうところに的確にアドバイス活動とかそういうことをできるような感覚を持った人、感性を持った人というお話が聞きたかったわけなのですけれども、ちょっと今の説明からは、そういうニュアンスは受け取れなかったのですが、全国統一的な、画一的な自治体が、多賀城市にとって将来にかけの部分なのかということ、私は決してそうは思わないのです。やはり多賀城は多賀城のよさがある、多賀城の文化が生きて、そういうところで生かして行ってこそ、多賀城が生き残っていくのだというふうに思うのですけれども、河北新報に大きく出ましたから、ちょっとやはりうまく時流に乗り過ぎているような気がしてならないのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

それでは、ちょっと誤解があるようですので、もう一度説明させていただきたいと思ひます。

この天明さんにつきましては、公認会計士の資格をお持ちなのですが、この方は非常に、いわゆる現在の経済界からは、どちらかというところ余り歓迎されない、そういう方だと思います。環境問題であるとか、そういったものに非常に関心をお持ちで、どちらかというところ光の当たらないところに目を向けた、そういう今までの、今の日本の経済情勢であるとか、社会問題であるとか、そういったものは余りに冷徹な経済論が、こういうふうな世の中になっているのではないかというようなことをおっしゃっている方です。

あと、前回もちよっとお話をさせていただいたのですが、宮城県における行政コスト計算であるとか、それからバランスシートであるとか、それからあと、今、東京都の方で使っているバランスシートの先駆的な部分も手がけた方でありまして、その辺の行政の内容の部分についても、「市民の目線に立ってやっていかなければいけないよね」というようなことをお話しされる方です。

実は、今、10月23日に、天明さんのセミナーを予定してございますので、その節はぜひ参加いただければと思っております。また、後日、この辺の開催の通知は差し上げたいと思っておりますので、ぜひそのときは出席をいただければと思っております。

それから、もう一方の加藤哲夫さん、この方については、もう市民活動の第一人者で、全国を駆け回っている方でございますが、この方も、10月6日、土曜日になりますけれども、文化センターの方でシンポジウムが開催されます。そのときに基調講演を予定されておりますので、このときもぜひ参加をいただければと思っております。これにつきましても、あとで議会事務局を通じまして連絡を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○佐藤委員

残念ながら、10月23日は常任委員会の視察でいません。

そういうことなのですけれども、具体的にお仕事は、何か問題が起きたときに相談するか、そういうことなのですか。

#### ○菅野市長公室参事（行政経営担当）

アドバイザーといいますと、確かに、週に1回であるとか、月に1回であるとか、必ず来ていただいて打ち合わせをするとかと、そういうものとはちょっと違います。

ただ、今のところ、まず、天明さんにつきましては、今回の決算議会でも大分話題になりましたけれども、行政経営的な視点というものは非常に大事なことでありまして、そのためには、行政コストの計算に対する考え方であるとか、それから、目的志向であるとか、そういった部分が、これから我々職員一人ひとりが持たなければいけない大事な発想になります。

そういった観点で、その辺の行政コスト的な発想であるとか何かを、もう一度全職員に対して伝えていかなければならない、そういった考え方を浸透させていく必要があるだろうというふうなことで、その辺での講演であるとか何かということをいろいろと考えております。

それと、今、指定管理者制度を導入して、スポーツ施設、今、多賀城市民スポーツクラブに指定管理者として、今の体育館であるとかプールであるとかお願いしているわけですが、それが今年度で切れます。来年度以降も、指定管理者をまた続けていくのか、そうした場合は、どこがふさわしいのかということでの評価委員会を今後開く予定になっております。その評価委員会の後に、これから選定委員会というふうな流れになりますけれども

も、その段階におきまして、天明さんの方には、今現在の多賀城市民スポーツクラブの経営状況であるとか何かを、一応チェックしていただくというふうなことになってございます。

それから、加藤哲夫さんの方には、同じく NPO としての今までの実績を、いろいろな諸団体を見た中で、どういうふうにとらえていくのかという、そういった評価の部分であるとか、そんなところをお二方にはいろいろとお願いするような形になろうと思います。

また、さらに、多賀城市の今の総合計画というのが、平成 22 年で終了になります。23 年度以降の新しいまちづくりの計画というのを、これから市民の方々といろいろとお話し合いの場を設けながら、いろいろな機会を通して、お互いに情報交換しながらやっていく必要があると思っておりますので、そのお二方に、いろいろなその辺の進め方であるとか、そういったこともアドバイスを受けながら進めていきたいと、そんな構想を持ってございます。

#### ○佐藤委員

いろいろお話を聞きましたけれども、私は、皆さん方公室の人たちを含めて、力は、こういうアドバイザーの方たちのお力をかりなくとも、十分、多賀城市が今から再生して、財政再建をしながらつくっていく力はあると思うのです。ある場面では必要なこともあるかもしれないけれども、トータルで見れば、本当にこの役割が必要なのかということは、本当に疑問です。皆さん方がしっかりここまで立ち上げられてきたという力は、私は、いいか悪いかは別として、評価しますし、それなりにこれからも勉強しながら、力をつけていくものだと思うのですけれども、どうも必要だとは思わないのです。その場面で必要だったら、お勉強しに行けばいいわけで、そういうふうを感じるのですが、どうなのですか。

#### ○菅野市長公室参事（行政経営担当）

大分買いかぶられているのか、非常にお褒めの言葉にちょっと恐縮しているわけですが、やはり職員間の温度差というのが、正直まだ非常に大きいものがございます。例えば、この加藤哲夫さんとかかわりを持ってもう四、五年たっている職員もおりまして、仙台市のサポートセンターであるとかに、大分足しげく足を運んで、いろいろな講演を聞きながら、自分自身の勉強を深めている職員も数名おります。

また、あと天明さんの方におきましては、企業経営的な発想であるとか何かという勉強会の方にやはり自主参加をしている職員がございまして、この天明さんの場合は非常に全国区でありまして、宮城大学の方では天明サロンというのを月 1 回程度開いているのです。その中に多分行かれている議員もいらっしゃると思うのですが、その中に、私もこの前初めて行ったのですが、いろいろな企業の方々が見えています。そこでいろいろな情報交換とか何かが可能であることが 1 点。

それから、今現在、その企業が、いろいろな中小企業であるとか、こういう経済情勢の中で、生き残りをかけて、どういうふうな発想を持たなければならないのかという、そういう情報の交換の場もそこにはあります。

ここで、言うなれば、そういうふうないろいろな多数の異分野の方々と交流を深めて、いろいろな情報を天明先生はお持ちであると。やはり加藤先生も同じなのですが、そういったもろもろの情報をいただきながら、やはり非常に今後どういうふうな展開になっていくのか、不透明な時代でもありますので、そういったもろもろの情報を常にいただけるといって、そういう関係を構築しているというのは、大変重要なことだろうと思っておりますの

で、そういう面では、アドバイザーということでもふさわしい方々ではないかというふうに考えております。

○佐藤委員

ふさわしいのだと思うのですがけれども、その人たちが多賀城に必要なかという、私は十分役所の中で回っていくし、これからもみんなの知恵を集めれば、やっていけるというふうに確信をいたします。終わります。

○中村委員長

先ほどの金野委員に対する答弁の訂正の申し出がありますので、発言を許します。教育部次長。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほど、金野委員の回答の中で、天真小学校4期の建設時期を昭和50年代というふうにお話いたしました。第4期校舎は昭和49年12月完成の誤りでございました。訂正させていただきます。

○中村委員長

ここで休憩いたします。再開は2時5分です。

午後1時54分 休憩

---

午後2時05分 開議

○中村委員長

再開いたします。

先ほどの質疑は少し長いのではないかと感じております。質疑は要領よく簡潔にお願いします。答弁も簡潔にお願いします。

○昌浦委員

先ほどの佐藤委員と同じ、いわば行政改革推進事業費と協働によるまちづくりの促進事業費の件でございますが、いろいろと答弁を聞いておって、簡単に私なりに解釈したので、それがいいか悪いか。このアドバイザーですが、この方が例えば来たときとか、あるいはこちらから職員が疑問に思ったことを、手紙等、あるいはメール、いろいろな媒体がありますけれども、それでアドバイザーに疑問を投げかけ、それに対して回答をいただくというのが、この両アドバイザーをお願いする眼目なのだと理解しておるのですが、それでよろしいですか。

○菅野市長公室参事(行政経営担当)

今、委員おっしゃるとおり、メールでのやりとり等も想定してございますし、やはりこちらから、学校の方、あるいはその事務所に行ったり来たりということもあります。

○昌浦委員

結局、いろいろ回答を聞いておったのですがけれども、私、素朴な疑問として、いわゆるこのアドバイザー業務委託をして、この人が一体週何回ぐらい来るのかという佐藤委員の質

問に対しては、来ないといいますが、そういう回答もあったものですから、我々聞いていますと、悩んでしまうのです。いわばこの業務委託ということはそういうことであって、恐らく来られるときもあるだろうし、そのときの旅費は、いわゆるこの契約の金額の中に込みになっていて、新たに旅費などを払わないと、そういうふうに理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○菅野市長公室参事（行政経営担当）

旅費についてはまさにそのとおりでございます。

○昌浦委員

では、ちょっと先ほどの回答で、「職員間に温度差がある」という回答を何かなさったのですけれども、これは私はちょっと、それは余りにも安直な答えではないかと私は思うのです。

と申しますのも、そういうことがないように、庁内 LAN 等を含めて、ことしの今議会ではやっている、「しかるべき人が、しかるべきようにする」という、そういう業務をやっていくことというのが、市の職員の職務ではないかと私は思っているのです。ですから、その「温度差がある」というのは、具体的にもう一度教えてください。

○板橋総務部長

職員に温度差があるという言葉、聞いていて、適切かどうかと言われれば、不適切かなという感じはします。

我々職員は、やはり同じように一つの目標に向かって進んでいるわけでございますので、ただ、その中でも少し、やはりそれぞれの考え方の違い、こういうものはやはり個々にあるのかと思いますので、こういうアドバイザーの方々の意見を聞きながら、少しでも同じように、あるいはレベルアップをしていくために、こういうアドバイスをさせていただくということでございますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

○昌浦委員

それでは質問を変えましょう。いわば、これからですから、約半年、いろいろとアドバイスを受けて、これに関して、このようなアドバイスを受けて、このように変わったのだということは、平成 19 年度の主要な施策の成果の中にはきちんと書かれて、我々にお示しいただけるものだど期待するのですけれども、それはどうでしょう。

○板橋総務部長

当然、アドバイスを受けているわけでございますので、そういう成果が見えるように努力していきたいと思っております。

○昌浦委員

まさに名答弁をいただいたような、私の期待以上のお答えをいただいたようなのですけれども、ぜひともこのアドバイザーですか、もう 1 点だけ聞きましょう。

このアドバイザーにいろいろと働きかけといいますか、疑問を呈したときに、全職員がこの方に聞けるものなのか否や、この辺も聞いておかないと、私どもとしてはちょっと理解に、誤解が生じるとまずいので、どうなのでしょう。

○澁谷市長公室長

アドバイザーにつきましては、一応行財政経営のアドバイザーと地域経営のアドバイザーというのが二つ、今回ありますので、一応窓口を地域コミュニティ課、それと市長公室、そちらの方で窓口になって、いろいろと皆様の疑問点等を整理しながら、聞くことによって、いろいろその聞いた部分を、あと職員の方にそれを流すということは、当然必要なことだと思っておりますので、窓口はおのおの担当の方が窓口になって流していきたいというふうに考えております。

○昌浦委員

今の答えで、「皆様」というのはだれのことを指しているのですか。私が申し上げたのは、職員が疑問を持ったときはどうするのだというのですから、職員の中でこういう疑問があったとき、窓口がこれを受けて、こうするのだとか、そういうふうな答弁でないと、「皆様」というのはだれなのだとは私に悩んでしまいます。どうなのです。

○澁谷市長公室長

今、「皆様」というのは、職員の方を指して私はお話したのですけれども、そういうことでございます。

○昌浦委員

それでは、今までずうっと各委員の歳入歳出のやりとりを聞かせていただいたのですけれども、まずもって、今、室長は、「地域コミュニティ課」ときちんとおっしゃったのですが、電話をかけたときに、「地コミ課」と言ったのです。そういう職員がいるのです。ですから、よく議会の中でも、自分たちはわかっているけれども、我々にはちょっと理解できないというような縮めた単語、それをおっしゃる方が多いのです。この辺は、これから答弁をするときは厳に慎んでいただきたい。

それともう1点、私、少し会計といいますが、財政の方をちょっとかじってみましたら、インセンティブというのは売り上げ補償金のことを言うのです。でもそういう答えで言ったわけではないですね。片仮名言葉もいいたけれども、やはり我々、市民の選良としてここに来ていけば、やはり理解できる単語で回答いただきたい。これは財政経営担当補佐が先ほど回答の中でおっしゃったのですけれども、わかりますよ。誘因とか、それから目標を達成させるための刺激的な施策だとか、そういう、馬の前に人参をぶら下げるような表現もあるかもしれませんが、そうであったにしても、やはり理解できる回答をいただきたい。この辺は回答をどなたかにしてもらいましょうか。

○板橋総務部長

確かに先ほどインセンティブとかという言葉を使いましたけれども、極力、日本語という立派なきれいな言葉がありますので、そういう方向で、皆さんにわかりやすいようなあれで説明していきたいところ思っております。

ただ、アドバイザーとかと、横文字で言った方がわかりやすいものの中にあるものですから、その辺が出たときはちょっと御了承いただければと思っております。

○松村委員

2点お伺いいたします。

初めにですが、44ページ、市民相談に要する経費の中の13節委託料、地域人権啓発活動活性化事業委託というところの説明の中で、何か講演会というようなお話があったと思うのですが、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

詳細についてはまだ確定してはおりません。それで、この人権啓発講演会、あと児童虐待防止講演会、これのタイトルにつきましては、補助申請のときに名前をつけて出したもので、まだどういう方をお呼びするとか、そういうことまでは決定をしておりません。

それで、人権啓発講演会につきましては、平成 20 年 3 月ごろをまず予定したいと。あと、児童虐待につきましては、11 月ごろを一応予定はしたいということでございます。

○松村委員

これは市単独でやるのですか。先ほど広域というような話も聞いたような気がいたしました。確認したいと。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

平成 16 年度の七ヶ浜の開催が塩釜地域での第 1 回目でございます。それで毎年、利府、あと塩竈とやってきまして、本年度が多賀城、来年は松島町と、単独です。

○松村委員

2 点目、82 ページ、埋蔵文化財緊急調査(補助)に要する経費に関してお伺いいたします。こちらの発掘した場所と申しますか、戸数は何戸かということと、あと、平方メートルですか、どのくらいの面積を発掘されたのか。もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○佐藤文化財課長

今回補正を上げた件数なのですけれども、個人住宅建設に係る発掘調査が 4 件と、あと確認調査が 1 件上がっております。

個人住宅についての面積はちょっと。確認調査については、野田の遺跡地内の宅地造成計画に係る確認調査で、約 2 万 5,000 平方メートルの中の、一応何ポイントか決めて、確認調査を行う予定となっております。宅地の面積については、市川橋遺跡の関係がほとんど 4 件なのですけれども、宅地を入れた面積は 30 平方メートル前後だと思っております。それで 4 件で 120 から 150 平方メートル前後だと思っております。

○松村委員

もう一回、ちょっとよく聞こえなかったもので、申しわけございません。

○佐藤文化財課長

個人住宅は、一応市川橋遺跡が 4 件ほどありまして、個人住宅については大体 30 平方メートルから 40 平方メートルの間ですので、それで 4 件ですので 120 から 130 平方メートル、その辺だと思っております。

○松村委員

120 平方メートルで 600 万円というのは、もう 1 件、確認調査も入ってなのですが、そうすると、こちらの 4 件だと約 500 万円ぐらいかかっているということでしょうか。

○佐藤文化財課長

個人住宅は1件だけ125万円と見ています。1件125万円ぐらいかかると。平均して125万円ほど見ております。あと、残りの分については、野田の遺跡の確認調査と見ております。

○松村委員

わかりました。ありがとうございます。

○雨森委員

44ページ、同じところですが、15節工事請負費の中で、質問の内容は、こののり分ですね、がけといいますかのり分、これは何を目的にして、多賀城はこういうふうにしたのか。これは平成6年ごろはなかったのですね。多賀城の土地ではなかったのです。ですから、こののりの部分を、何を目的でこういうふうにしたのか。あるいはまたその面積はどれくらいあるのか、高さが、横ですね、ちょっと説明をされていないので、価格がどれくらいの価格で購入されたのか、まずそこからお尋ねします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

お尋ねの件でございますけれども、場所が中央二丁目244番21号、これは宅地でございます。それから、同じく244番9ということで、これは雑種地という形になっております。面積が294.18平方メートルと33.00平方メートル、合計しますと327平方メートル、約100坪弱ということになります。

委員、お住まいの近くでございますので、ちょうど場所だけ申し上げますと、多賀城生協の道路向かい側の、お宅が建っております、その3軒並んだお宅の後ろ側の部分でございます。

そこが約100坪ございまして、取得が平成7年でございます。当時、駅周辺の開発に伴いまして、区画整理をこのエリアも含めて行おうということで立ち上がった時期でもございました。それらの関連する用地として購入したわけでございますけれども、区域が変更になったことによりまして、先行して買ったはよかったですけれども、それが結果として、普通財産としてたゞいま総務課の方で管理をさせていただいているということでございます。

○雨森委員

そうすると、今のお答えのとおりで、区画整理事業第1号として、公共用地の第1号としてあそこを購入したということで、18.2ヘクタールの計画だったのですけれども、それが7.七、八になってしまったと。それでその部分が外れたということで、今現在浮いているわけですね。

それで、これは平成13年ごろ、私も前市長に、あのがけをどうするのだと。非常に危険な環境にあるということを申し上げて、今回のように本格的な工事をしていただく、非常に感謝しております。下に住んでおられる方も、いつつぶれるかわからないということで、その辺の部屋はいつもあけると。そこに寝ていると、いつがけが落ちてくるかわからないわけですから、その部分をあけて生活しているというのが現状だったのです。新市長になられて、早速こういう決断をしていただいたことに対して、非常に感謝申し上げます。

それで、工事ののり面の方法ですが、とにかく下はもう御存じのように詰まっております。民家が。それで、上は私も住まわせていただいているのですけれども、上から攻めるのか下から攻めるのか、ちょっと計画を教えてください。

#### ○内海総務部次長(兼)総務課長

具体的なその工事の方法ということになりますと、機材といいますか、重機といいますか、そういったものが入らないとなかなか難しいかと思えます。

それから、工法も、こういった形でというふうな部分もございまして、今予算にも上げさせていただいているように、地質調査をさせていただきまして、こういった形で崩落を防ぐかというふうな検討をさせていただいた上で、具体的に工事というふうな形になるかと思えますけれども、今の予定ですと、上の方から機材を入れてというふうな形が一番妥当なのかなというふうな感じを持っています。

ただ、この辺はもうちょっと、方法などにつきましては、工夫をさせていただいて、周りに迷惑がかからない、あるいは安全・安心が図れるような形にしていきたいと思いますというふうに思っております。

#### ○雨森委員

あそこの入り口も非常に狭い場所ございまして、今、一画を2項道路で引いていただいて、新築された方もあるのですが、いずれにしても市の土地なのですけれども、その部分に、管理上、草が生えないように、私も庭木を植えたり、イチジクを植えたりしておりますので、いざとなれば、ああ、切ってしまうなければいけないのかというふうに考えておりました。

それで、これは前議員時代に前市長にもお尋ねしたことがあるのですが、最終的には100坪残ってしまうのですよ、市の土地で。やはりこの土地を活用して、今後、やはりがけだけでは、前も後ろも民間で、がけだけ、のりが100坪だけが永久的に置かれているのでは、これは非常に大変なことでございます。いずれにいたしましても、今後、長期計画の中で、上の土地も何かしら考えながら、例えば買ってしまっただけ、あれを土地として売却するか、あるいはまた市の施設として何か活用するとかしてしまわないと、100坪が5,000万円のがけになるのですね。坪50万円になります。これは大変なことになるものですから、そういったことも、今後市長にもお考えいただきながら、事業を進めていただきたいと思っておりますが、お考えをちょっとお聞きいたします。

#### ○鈴木副市長

まず、このがけについては、多くの議員方はもう御承知のことだと思いますけれども、当時はあの丘も含めて、区画整理事業をやろうということで始まって、あのとき反対の非常に激しい時期で、住民の方々が、市がうそを言っていて、本当はやらないのではないかということもあったものですから、一番、売るからと言われたがけを買ったというのがそもそもの発端です。

そういったことで始めたのですけれども、いろいろ反対運動があつて、御承知のとおり、全部白紙に戻すという決断をいたしました。そして、白紙に戻したものの、多賀城駅の周辺は、これは都市として必ず整備しなければならないという、もう最小の区域だけ整備しようということで、今こういう事業が始まっているという背景がございます。

ですから、ある意味では、それを何らかの目的、あるいはそれを好んで買ったという背景ではないということだけはひとつ御理解いただいて、将来的にはそれをどうするかということについては、いずれこれについては、今の多賀城駅の区画整理、それから連続立体交差事業、これがすべて終わった時点でないと、それは考えるべきではないと思っておりますので、そのころになったら、どうするのか、その時点でいろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

○藤原委員

ちょっと今の件なのですが、購入価格は幾らでしたか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

取得価格が 2,743 万 8,120 円でございます。

○藤原委員

これは私も雨森委員と同意見なのです。一般的に、公社が不動産をやるというのは、私は感心はしないのです。そういうことで、高崎の、前の市長の親戚がある土地を含めた土地を 2 億円で買って、4 億 7,000 万円で造成して、一般会計に売りつけたと。あれについては私どもは批判的な態度をとりました。

ただ、ここの土地は、いわば想定外のことが起きて、本当は上の方まで買うという説明だったのです。当時の区画整理の室長の話は、上の方まで買うと。手始めにがけを買うのだと。それで、地権者の方は上の方まで買ってくれると思っていたら、がけだけになって、上の方は残ってしまったのですね。

結局、2,743 万 8,000 円で土地を買って、1,630 万円でがけの修理をやるので、4,000 万円ちょっとの買い物をしているわけです、がけだけで。これは先ほど雨森委員が言ったように、がけだけ買っても何の役にも立たないので、私は、実は前の助役に、上の土地まで買って、造成して、がけの投資分まで元を取ったらいいのではないかと提起したことがあったのですけれども、乗らなかったのですけれども。私は、高崎の土地と違って、生協も近いし、駅も近いし、市役所も近いし、売れ残るといことははないのではないかと考えているのです。ですから、私は何も平成 25 年過ぎまでずうっと延ばさなくとも、地権者と合意ができて、そして公社でそれこそ上の部分を買って、造成をして売ると、私はこの 4,000 万円投資した分の元を取って、さらにもうかる可能性もあるのではないかというふうに思っているのですが、ちょっとそれは計算してみた方がいいのではないかと思うのですけれども、余り先延ばしにしないで。いかがなものでしょうか。

○鈴木副市長

そういうことも考えられるかもしれませんが。ただ、そのこの地区の、先ほど申しました経緯からして、市が整備をしようとして入ったときに、皆さんはしてくださるなというお話をされて、その中で、今の整備区域に絞ってきたという経緯があります。

その中で、今までこちらの区域がまだ整備途中の段階で、また仮に市が入ったとしたら、また皆さんはまた別な誤解をされて、やはりここの整備に入ったのだという期待を持たれるかもしれません。そういうこともありまして、土地については、これは逃げるわけではございませんので、しかるべきときに、やはりそういったことも含めて、そのしかるべきときにやはり考えさせていただきたいというふうに思っております。

○藤原委員

いや、私は、住民は、こちらの方まで区画整理が広がってくるのではないかと心配している状況ではないと思います、今は。もう本当に落ち着いていますから。あの条件だったらうちの方までやってほしかったという人がいるぐらいですから。出血大サービスをやったのです。

ですから、やはりここは、市としては、銭勘定でやった方が私はいいと思うのです。そんなに住民は、例えば上のところを市が買ったからといって、ああ区画整理をこちらまで広

げるつもりだとかと、戦々恐々というふうになる状況ではないですよ。ですから、がけに 4,000 万円投資しても何の意味にもならないわけですから、私はこの 4,000 万円を取り返して、それでなおもうかればいいぐらいのことを、そろばん勘定をはじめてもいいのではないかと。あんな損するところに手をつけて、何でもかんでもうまくいきそうなところに手をつけないのかと、私は理解できないのですけれども、まあ検討してください。答弁要りません。

○相澤委員

72 ページ、多賀城市地震防災マップ作成業務委託、それから、下に、データ処理負担金等がありますけれども、このマップについてお尋ねいたしますが、このマップというのは、つくった後、各家庭、市民に配布するマップなのでしょうか。それとも業務用として使うマップなのでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

地震防災マップというようなことでございますけれども、これには 2 種類ございまして、一つは揺れやすさマップというのと、それから地域の危険度マップ、要するに、こちらの方は、その地域で、例えば宮城県沖地震の連動型が起きた場合に、震度 5 弱ぐらいになるのか、震度 6 ぐらいが予想されるのかというのを、色別に表示してあらわしたものです。

それから、こちらの危険度マップについては、そこに昭和 56 年以前の木造住宅の密集度を加味して、どのぐらいの住宅が、何パーセントの住宅が倒壊するおそれがあるのか、その危険度をパーセント表示で、やはり色別で表示するものなのです。

この 2 種類のマップをつくりまして、各家庭の方に 1 部ずつ配布したいというふうに今は考えております。

○相澤委員

その配布の時期はいつごろを予定しておりますか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

このマップの作成が今年度事業なものですから、今年度の末になるか、あるいは来年度の始まりあたりになると思います。

○竹谷委員

今回の補正は、耐震補強の関係が大きくクローズアップされて、とにかく公的な場所を耐震調査をして、安全にしておこうというのがねらいだと思いますが、このいろいろやったものについて、結果が出ると思います。その結果については、我々にどのように報告する計画にしているのか。

それから、それに基づいて、工事が発生してくるところも出てくると思います。そういう場合には、どのような計画を持って進めていこうとしているのか。その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

公共施設の耐震診断の結果というのは、いずれ近い将来、インターネット等を通じて公表しなければならないような状況になりますけれども、議会の皆様に対しては、直近の予算

特別委員会とか、そういった機会をとらえて、結果の出たものについては報告していきたいというふうに思います。

○竹谷委員

わかりました。その結果はそういう報告をしていくと。それに基づいて、改修工事をしなければいけないという問題が発生してくる。そういうものについては、今の段階で、そういうものが出た場合に、例えば3年計画で改修していくのだとか、5年計画でやっていくのだとかという目標年度は、今、基本的におありなのでしょう。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

今回この調査をやってみて、多賀城市の建物の現状というものをまずとらえてみないと、これからどういうふうに、全体のボリュームをとらえた上で考えたいというふうに思います。

○竹谷委員

そういうことになると思いますけれども、特にこの市役所の東庁舎、これは多分出てくると思います。これは建てたときにちょっと問題がありますから、こういうのはもう予想されるわけです、現実的に。そうすると、何らかの補助金とかいろいろ活用して、やはり計画的に直していくのか、それとももう東庁舎を、常時人がいないように、例えば使うときだけ使うようにするのか、そういうものまで含めて、頭の中に描いて調査をしていかないと、調査が出ました、さあそれから検討です。これは3年も4年もかかりますよ。やはりこれだけやるのであれば、スピーディーにやはり物事を進めていくということが、私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは、私も3月まで財政課長を、庁舎の管理も担当していたものですから、実は、もっと早くこれはしたいという気持ちはとても強く持っておりました。そのときにもいろいろ内部で話をした際に、庁舎も危ないとはいうものの、市民が一番心配されているのは学校であったり保育所であったり、子供たちに関する部分であるから、まずそちらの方に、とにかく今の持てる力を全部集中しようということで臨んでおります。

この結果、東庁舎がどうも危険だということが、どの程度の危険度合いとして結果が出てくるかわかりませんが、そのときにはまず、基本的にはやはり学校、保育所、そういった子供たちの部分を優先をして、その上で、今度は、何と言ったらいいでしょうか、その財政耐力度と言ったらいいのでしょうか、そのときの財政が耐えられるかどうか、それを見きわめながら検討していかなければならないと思っています。

ちなみに、庁舎については、多分今の制度だと8割か9割が起債、補助が入らなくて起債になると思いますけれども、そういったこともいろいろ踏まえた、まずはどのぐらい危険なのか、一たん見てみないとわからないということでございますので、今回させていただきたいということでございます。

○竹谷委員

今、副市長から、学校を中心としてまずやっていこうということで、大変計画的なことを答弁いただきましたので、具体にお聞きしますが、決算委員会のときに第二中学校の問題を取り上げましたら、今補正予算でそのことを組む、大規模改修も含めて検討するのだという御答弁をいただいております。今回のこの予算、1,400万円程度がここにかかるよ

うな御説明でございましたが、このことも含めて、今回はきちんと補強等の業務委託の中に、そういうものを含めてやっていくのだという計画だということで、確認しておいてよろしいでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

説明でも申し上げましたとおり、第二中学校校舎につきましては、耐震補強設計業務委託で1,410万円ということでございますけれども、これは躯体だけではなく、建物全体の老朽化が著しいものですから、そういったものも含めて計画したいというふうに思っております。

○竹谷委員

ぜひ外だけでなく、中の設備等もよく点検していただいて、環境のいいような、どうせ修繕する、そういうものに着手するのであれば、環境のいいような状況をつくっていただくようにしていただきたいと思うのです。

特に、私はこの間、第二中学校に行っているいろいろ見ましたら、私がPTA会長をやっていたときですから、20年前ですか、20年前ぐらいに便所を、トイレを全部我々の手で補強して直しました。それがいまだにそのままになっているという状況でございますので、大規模改修のときには、その辺も含めて改修していただくようにしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

耐震改修あるいは大規模改修につきましては、基本的に耐震補強に係る補助のかさ上げというものがございまして、そういったかさ上げの対象になる部分、これは耐震だけでございますけれども、あと、大規模改造につきましては、先ほど外壁あるいは構造面というふうなことをお話し申し上げました。それで、内装などにつきましては、補助対象になるのかどうか、そういったところも含めて検討させていただきたいと思っております。

○竹谷委員

検討しないで、ぜひ実施するように進めてもらいたい。実際に学校を見ていますか。私はもう見てびっくりしたのです。20年前に私たちが直したままですよ。ですから、こういふときに、財政の問題はあると思っておりますけれども、やはり環境のよい学校を、教育の場ですから、やはり私は手を入れるべきだと思うのです。ですから、財政当局との兼ね合いもあると思っておりますけれども、そこまで踏み込んで、調査をして、どの程度の金がかかるのかきちんとして、年次的な計画で進めていくとか、そういう気持ちで進めていくべきではないかと思うのですけれども、いかがですか、部長。うなずいていますから。

○菊池教育部長

ただいま第二中学校のお話がございました。以前から竹谷委員には、二中だけでなく、いろいろな学校の耐震の関係、御質問をいただいております。それで、二中の問題につきましては、先日もトイレの問題、お話しございました。こういった、例えば大規模改修あるいは耐震の補強にあわせて、そういったことも含めて検討させていただいて、できる範囲の中で同時施工でやっていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ぜひ、高崎中学校、多賀城中学校、東豊中学校を見ても、との比較をすると、環境は著しく悪いのではないかとこのように見ておりますので、ぜひとも部長のおっしゃったことを

信頼をして、ぜひ年次的な計画でも結構ですから、実施していただくように、要望は余りするなということですが、補正予算の審議ですので、ぜひともお願いをしたいということ、要望してはだめだと言われるかもしれませんが、意見としてお話しさせていただきたいと思います。

○松村委員

先ほどの防災マップに関して、関連でお伺いいたしますが、全戸に来年の3月ぐらいに配る予定だということでしたが、デザインというか構成というか、そういうのはもう決まっているのでしょうか。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

まだ詳細なことは決まっていませんけれども、これは多賀城市独自で多賀城市版というのをつくるわけですけれども、全体的なスタイルは、一応宮城県全体で統一したような形になります。

○松村委員

といいますのは、私、今回、一般質問で、地震のときにパニックにならないで対応できるような、対応マニュアルのようなものをつくってはいかがかということで質問しているのですけれども、多分つくってくださるということは期待しておりますが、もしそうならば、二つつくるよりは、そういう防災マップにそういうものも兼ねた方がいいのかと、今ちょっと思いましたので、その辺、もしあれであれば、どのような回答が出るかわかりませんが、横断的にちょっと連携をとりまして、やられた方がいいのかというふうに感じましたので、ちょっとお伺いいたします。

○佐藤建設部次長(兼)都市計画課長

宮城県の方といろいろ協議しながらこのマップをつくっていくわけですから、いろいろな時点で、今の時点で、委員の方から、こういうのを盛り込んだ方がいいのではないのという意見をお聞きした上で、宮城県の方にも伝えていきたいと思っておりますので、後日お聞かせ願いたいと思います。

○藤原委員

今回の耐震関係の補正予算で、耐震補強計画等設計業務委託というのと、それから耐力度調査業務委託というのがありますが、耐力度調査業務というのは、いろいろ調べて、今からどうするか考えるということだと思っておりますが、設計業務委託については、これは引き続き工事に入っていくのだというふうに受けとめていいのではないかと考えているのですけれども、それはどうなのかということです。

つまり、具体的に言うと、東小学校と山王小学校と、多賀城中学校の技家棟と第二中学校については、この設計業務を踏まえて、引き続き工事に入っていくのだというふうには私は受けとめていたのですが、それでいいのかどうかということですが、

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

学校施設については、既に耐震診断を終えておりまして、今回補正予算で計上させていただいたのは、次の工事に入るための具体的な設計でございます。

ただ、具体的にどの施設をいつ工事に入るかということにつきましては、財政的にも多額の経費を要しますので、財政担当とも十分協議しなければなりませんけれども、具体的な

回答につきましては、金野委員からの一般質問で市長からお答えすることとなっておりますので、恐れ入りますが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤原委員

いや、私は、金野委員の一般質問まで答えてくれと言っているのではないです。要するに、設計業務委託を計上したのは、東小学校と山王小学校と、多賀城中学校の技家棟の移転問題と、第二中学校だというふうに理解していいのでしょうか。どうですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

そういうことでございます。（「わかりました」の声あり）

○中村委員長

ほかにございませんか。

○伏谷委員

ちょっと先ほどの44ページのお話で、すっきりしない部分があるので、その辺の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

今からの行政経営というのは、地域のニーズの検証と、それから地域住民との協働による地域経営の実践ということが、非常に大切なことではないかと思ひます。

そういった上で、先ほどのアドバイザーお二人、これはこの課で、リンクして、コラボレーションしながら、と言うとだめですか、そういった考えを持って、既存概念にとらわれないで、新しい知恵と知識、そういった企画力を持った上で、このお二人を入れているということは、非常にやる気度合いが見えてきているなというふうに私は感じます。

ましてこの天明さんは、ある助成金をいただくときのお話の中で、私も、「あなたのその目的には指標が見えない」と言われまして、非常に憤慨した気持ちもあるのですが、行政に対しての忌憚のない意見がかなり出ると思ひます。このお二人をやはりアドバイザーとして今から進めていくということは、私が考えるには、非常に意味合いが高いのではないかと思ひますので、その辺のお考えをぜひ聞かせてください。

○澁谷市長公室長

今、委員がおっしゃったように、私も天明先生とお会いしまして、やはり行政の発想だけではなくて、やはり外部からのいろいろな発想を入れていただいて、今おっしゃったように、その地域経営、行政経営というような経営的な発想を持ちながら、今後やっていく必要があるだろうと。私も実際、お話を聞いて、私らが思っている以上にいろいろな発想を持っています。ですからそれを取り入れて、ぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 66 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 67 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○中村委員長

次に、議案第 67 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 1 の 93 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 節報酬で、41 万 1,000 円の増額補正でございます。これは国保事務に要する経費といたしまして、国民健康保険の方から後期高齢者医療制度へ移行する方々に係る電算関係業務等が必要になりますので、10 月より 1 名の事務補佐員を雇用するものであります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金で 2,385 万 4,000 円の減額補正でございます。これは、本年度の拠出金概算額が確定したことによるものであります。

2 目老人保健事務費拠出金で 6 万 8,000 円の増額補正でございます。これも本年度の拠出金概算額が確定したことによるものであります。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護納付金で 47 万円の減額補正でございます。これも本年度の拠出金概算額が確定したことによるものであります。

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金で 150 万円の増額補正でございます。これは一般被保険者保険税還付金の増加に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目予備費で 6,598 万 6,000 円の増額補正でございます。これは財源調整として不足科目への充用に充てるものであります。

次に、91 ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 926 万 8,000 円の減額補正でございます。

この内訳といたしまして、まず、1、老人保健医療費拠出金負担金であります。これは先ほど歳出で御説明申し上げました老人保健医療費拠出金の概算額の確定に伴い、計上済額との差額 910 万 8,000 円を減額するものであります。

2 の、介護納付金負担金も、介護納付金の概算額の確定に伴い、計上済額との差額 16 万円を減額するものであります。

9 款 1 項 2 目その他の繰越金で 5,290 万 9,000 円の増額補正でございます。これは平成 18 年度の決算に伴うその他の繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

済みません。きのうちょっと日にちを間違ひまして言ってしまったのですが、94 ページの、後期高齢者にかかわる事務費のところなのですけれども、お一人ふやすということなのですが、大変煩雑な事務をやってらっしゃると思うのですが、間に合わなかったら、きちんと間に合うような人数を整えて、4 月に発足するということでは、滞りなく発足できるように、制度のよしあしはこれまた別としまして、やらなければならないと思うのですが、この辺は大丈夫なのですか。

○鈴木国保年金課長

御心配いただいてありがとうございます。この後期高齢者医療制度の創設に向けましては、各市町村で 1 名もしくは 2 名、あるいは石巻市におきましては、準備室をつくってございます。そのように、業務量はかなりふえてまいります。

私の方では、あくまでも現存の職員でできる限り頑張らせていただきまして、どうしても不足する部分につきましては、この事務補佐員を雇用したいというふうに考えております。

なお、この予算計上は、国保関係分の処理といたしまして計上いたしました。後期高齢者医療制度は、御承知のように、国保の方も行きます。社会保険の方も、共済組合の保険の方も行きます。この関係は国保関係分として御理解いただきたいと思えます。

○佐藤委員

そうすると、そのいろいろな保険にかかわる人たちの分は、事務作業はどうなのですか。そうすると、それも含めてこの中でやっているのですね。

○鈴木国保年金課長

この業務は、新しくふえてきた業務です。御心配いただきますように。ただ、新しい業務で、職員を1人新しく配備しても、やはり初心者であります。今まで国保年金課で業務をやっていた人間がやはり一番詳しいので、その職員が一番メイン部分を担当し、先ほど申しましたように、電算の入力、あるいは突合作業、そういうものに関して、こういう補佐員を活用していきたいというふうに考えたわけでございます。

○昌浦委員

100ページの、過誤納還付金 150万円増なのですが、これは社会保険者加入者等々がいて、手続的にもちょっとタイムラグがあったりしたときに、いろいろ納期の関係上、いろいろ過誤納が発生するのですけれども、ちょっと還付金の不足、不足というのではないでしょうけれども、150万円の増というのは、やはりそういう理由が大なのかどうか、その理由だけちょっと教えてもらえますか。

○永澤納税課長

その還付金の不足ということでございますが、過去5年間を見ても、平成14年度は180万円ほどの還付、続いて、その後の年はやはり350万円以上の還付が続いている状態、これが続いております。

中身としては、やはり遡及した社会保険取得、それが一番ケースとして最近は多いのかと思います。

○昌浦委員

今、遡及した社会保険取得云々ということなののですけれども、まあ一つには、届け出がおくれたということがあるわけですね。その間、どんどん納期は、まじめだから払っていたということからのタイムラグなのでしょうが、各医療機関では、月に1回確認していますね。それでもそういうのが起き得るのでしょうか。この辺だけちょっと。

○鈴木国保年金課長

ただいま納税課長が申し上げたのが1点でございます。

もう1点は、本当は納税課長が申し上げればいいのかもかもしれませんけれども、最近、収納状況が大変よいです。これは期が来ますとぴんぴん、ぴんぴんお金が入ってきます。先に取ってしまえば、どうしても1カ月ずれても還付金が生じる、そのような事態でございます。よろしいでしょうか。

○中村委員長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 67 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。再開は 3 時 10 分でございます。よろしく申し上げます。

午後 2 時 58 分 休憩

---

午後 3 時 10 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

- 議案第 68 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)

○中村委員長

次に、議案第 68 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 1 の 111 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節委託料で 199 万 7,000 円の増額補正でございます。これは老人保健の給付業務等を委託するものであります。

なお、この業務委託でございますが、老人保健業務につきましては、これまでの給付業務に加えまして、後期高齢者医療制度の創設に向けて、社会保険分及び共済保険分等の電算

関係業務等が必要になってまいりますので、双方の業務の一部を10月より委託するものがあります。

次に、109ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金で1,276万9,000円の減額補正でございます。これは、一般会計繰入金で賄っておりました分を減額するものであります。

この内訳といたしまして、まず、1、医療給付費等繰入金であります。計上済額との差額1,432万円を減額するものであります。

2の、事務費繰入金は、計上済額との差額155万1,000円を増額するものであります。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で、1,476万6,000円を増額補正でございます。これは平成18年度の決算に伴う繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

質疑なしのようでございます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第68号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 69 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○中村委員長

次に、議案第 69 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

それでは、資料 1 の 121 ページをお開き願います。

それでは歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 5,500 万円の補正をお願いするものでございます。これは、第 3 期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所を整備するための財源として、地域介護・福祉空間整備等交付金の内示があったもので、これから募集します小規模多機能型居宅介護施設 1 カ所に対し 1,500 万円、また、現在、下馬地区に来春開業を目指している小規模特別養護老人ホーム 1 カ所に対し 4,000 万円を交付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 2 目償還金で 4,376 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。これは平成 18 年度介護保険特別会計の確定に伴う国庫支出金等について、歳入超過分を返還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目他会計繰出金で 4 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。これも平成 18 年度事務費分の確定に伴い、一般会計に繰り出すものでございます。

119 ページにお戻り願います。

それでは、次に、歳入について御説明申し上げます。

3 款 2 項 5 目地域介護・福祉空間整備等交付金で 5,500 万円の補正をお願いするものでございます。これは歳出で御説明いたしました小規模多機能型居宅介護施設 1 カ所及び小規模特別養護老人ホーム 1 カ所に補助金として交付するものでございます。

7 款 2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 4,381 万 4,000 円の補正をお願いするものでございます。これは歳出で御説明いたしました国庫支出金等への償還金及び一般会計繰出金に充当するため、基金より繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 70 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○中村委員長

次に、議案第 70 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○内海総務部次長(兼)総務課長

資料 1 の 136 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、私の方から、人件費に係る部分につきまして、企業会計清算分についての説明をさせていただきます。

これはいずれも時間外勤務手当の予定額から、実際執行した額、残った分を補正減とさせていただくものでございます。

まず、137ページの、1款1項1目1節の職員手当等につきまして、35万7,000円の減額でございます。

その次のページをお開きいただきたいと思います。

139ページ、ここの職員手当等につきまして、15万7,000円の減額でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3項1目3節の職員手当等6万7,000円の減額でございます。

次の、2目3節、11万9,000円の減額でございます。

それから、一番下の欄になりますけれども、3目水質規制費のところの職員手当等12万円減額でございます。

これを合計しますと、82万円ということになります。当初予定しておりましたのが135万円、執行した金額が53万円ということで、残額を補正減としたものでございます。

次、再度136ページの方にお戻りいただきたいと思います。

○鈴木下水道課長

平成19年度の下水道事業特別会計につきましては、現年度予算と、それから平成18年度の企業会計の閉鎖に伴う企業会計清算分の予算とで構成されております。

今回の補正は、現年度分につきましては、地方債発行額の増加と、それに伴う一般会計繰入金の減額、企業会計清算分につきましては、清算額の確定に伴うものであります。

それでは、136ページをお開き願います。

歳出の方から御説明申し上げます。

なお、人件費は省略させていただきます。

1款1項1目一般管理費で5,258万7,000円の補正でございます。

2の、一般管理事務に要する経費（企業会計清算分）の28節繰出金で5,294万4,000円の追加補正でございます。これは企業会計清算分の清算額確定に伴うもので、歳入の清算額2億3,275万4,000円、歳出清算額1億7,981万円となりまして、差し引き5,294万4,000円の歳入超過が生じたため、その超過分を一般会計へ返還すべく繰り出すものでございます。

138ページをお開きください。

2項1目雨水管理費で32万3,000円の減額補正でございます。

2の、雨水施設維持に要する経費（企業会計清算分）の11節需用費6万6,000円、13節委託料10万円ですが、いずれも清算額の確定に伴う不用額を減額するものでございます。

140ページをお開きください。

3項1目賦課徴収費で6万9,000円の減額補正でございます。

2の、賦課徴収事務に要する経費（企業会計清算分）の12節役務費2,000円ですが、清算額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

3 項 2 目汚水管理費で 1,452 万 1,000 円の減額補正でございます。

2 の、汚水管理事務に要する経費（企業会計清算分）の 11 節需用費 1,000 円、27 節公課費 1,427 万 6,000 円ですが、いずれも清算額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

このうち、公課費の消費税及び地方消費税につきましては、平成 18 年度において特別会計から企業会計に移行したことから、新規事業扱いとなり、特例免除を受けたことに伴い、不用となったものでございます。

3 の、汚水施設維持に要する経費（企業会計清算分）の 11 節需用費 12 万 5,000 円ですが、清算額の確定に伴い不用額を減額するものでございます。

3 項 3 目は、人件費につき省略いたします。

142 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2,943 万 5,000 円の減額補正でございます。これにつきましても、各建設事業の企業会計清算額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

144 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目公債費で 10 万円の減額補正でございます。

1 の、借入金償還費（利子）につきましては、後ほど歳入で御説明申し上げます下水道事業債特別措置分の増額に伴う一般会計繰入金との財源組み替えでございます。

2 の、借入金償還費（利子）（企業会計清算分）の 23 節償還金、利子及び割引料 10 万円ですが、未執行による不用額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、134 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目県事業費委託金 2,459 万 3,000 円の減額補正でございます。これは平成 18 年度企業会計清算分ではありますが、受託工事箇所は 2 カ所で、旭ヶ岡雨水幹線及び浮島地内の汚水幹線移設事業で、事業完了による受託額の確定により減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,370 万円の減額補正でございます。これは現年度事業分ではありますが、後ほど御説明いたします下水道事業債特別措置分の増額に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

8 款 2 項 1 目雑入 3,261 万 2,000 円の追加補正でございます。これにつきましては、平成 18 年度下水道企業会計清算金でございますが、先日の下水道事業会計決算で御説明いたしました自己資本金 2,411 万 1,000 円及び利益剰余金 867 万 7,000 円を引き受けることに伴う補正でございます。

9 款 1 項 1 目下水道事業債 1,370 万円の追加補正でございます。これは下水道事業債特別措置分において、国の示す発行可能額の算出方法に変更が生じたことによる増額でございます。

恐れ入ります。130 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正でございます。

ただいま御説明申し上げました下水道事業債特別措置分の追加補正により、限度額を1,370万円追加の8,180万円とするものでございます。補正後の限度額の合計は8億5,690万円となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

一つだけ確認をしたいのですけれども、144ページに公債費があります。20億9,600万円ですから、約21億円です。そして、134ページ、5ページ、下水道事業債の特別措置分が8,180万円になったという補正です。

それで、平準化債が当初予算で5億2,000万円でしたので、平準化債と下水道事業債の特別措置分を足すと、6億1,800万円になるのです。まず約6億円になるのです。

それで、交付税が大ざっぱにいったらどういう計算になるのかと。要するに、21億円引く、この起債の6億円、その数に50%相当分が需要額算定されるのか、それとも21億円をまず2で割って、50%にした数字から6億円を差し引くものなのかということなのですが。それによって、需要額が約7.5億円になるのか、4.5億円になるのかということになるのですけれども。その大ざっぱな元利償還費と平準化債特別措置分の下水道事業債と交付税措置額の関係をちょっと教えていただけませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、資本費平準化債につきましては、過去に発行しました下水道事業債等に関する元利償還金の、ある一定の算式に基づいて入れた分を、その元利償還金に対する起債の借り入れとなります。

その2分の1相当、発行額2分の1相当が交付税から差し引かれることとなります。資本費平準化債。そこまでよろしいでしょうか。

それから、この特別措置分につきましては、平成18年度から、交付税全体、国の考えるところの財源フレーム、下水道事業に対する財源フレームが、雨水・汚水の割合、それから汚水に対する公費負担の割合、これが平成18年度の財政フレームから変わりました。交付税の計算は、平成18年度から新しいフレームを基準に計算をしているのですが、平成17年度までに発行した下水道事業債、それは、本来、従来の財源フレームを確保して、保証した形で交付税に算入しますということになっていたのですが、計算方法そのものが18年度からは新しい計算方法になりました。その差額分については、下がってしまうのです。交付税が、下がった分、下水道事業の方に繰り出しがいかなくなるので、その分については下水道事業側で、特別措置分というこの起債を発行して、充当しておいてくださいと。

ただし、この特別措置分の元利償還金には、後年度交付税措置をして、きっちり補てんをしますと、そういうことになったものです。

ですので、資本費平準化債と特別措置分はちょっと別のフレームで構成されているということでございます。

○藤原委員

話としてはわかるような気がするけれども、後で聞きに行きますから、数式で説明してください。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 70 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 71 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○中村委員長

次に、議案第 71 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

● 収入支出説明

○中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 146 ページをお開き願います。

平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をお願いするものでございます。

収入の、1款水道事業収益 6,853万 3,000円を増額し、20億 8,689万 2,000円にするもので、増額の主なものは高料金対策補助金を受けるものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用 1,182万 4,000円を増額するものでございます。増額の主なものは、受託工事費用の増によるものでございます。

第3条は、予算第10条を予算第11条とし、予算第9条の次に次の1条を加えたものでございます。

次に、149ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入から御説明申し上げます。

1款1項3目受託工事収益のその他受託工事収益 1,157万 7,000円の増額補正は、県道玉川岩切線道路工事に係る配水管移設工事ほか1件の、工事内容変更による増額補正でございます。

次に、5目他会計補助金の一般会計補助金 5,695万 6,000円は、高料金対策に伴う補助金でございます。

次に、支出を御説明申し上げます。

1款1項4目受託工事費の工事費 1,182万 4,000円の増額は、収入で御説明した工事内容の変更に伴うものでございます。

以上で御説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○中村委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

平成19年度予算における市川配水池の工事費は、当初予算によると6,825万円でしたね。これは決算で質疑したので、これ以上言わないのですけれども、工事概要の図面をちょっといただきたいのですが、お願いします。後でもいいですから。

○長田工務課長

後、準備してお持ちしますので。

○藤原委員

それから、もう一つひっかかっているのがあるのです。マッピングシステム、これは概要は、ゼンリンの地図を電子化して、それと多賀城水道部の配管を、何といたしますか、マッチさせるような、何かそういうものだというふうに私聞いていたのですけれども、それを導入することについては、私は何も異論はないのです。異論はないのですけれども、これも会計の計上が3条でいいのかというのは、私はこれもひっかかっているのです。

要するに、4,200万円ですね、このマッピングシステムにかかるのが。4,200万円をかけてマッピングシステムをつくると。これもまた平成19年度だけ効果を発揮するわけではないでしょう。恐らくずっと続く、4,200万円設備投資をやって、ずっと使うのではないかと思うのです。そうすると、3条の中のどこかにこれも計上しているのです。それがふさわしいかどうかということなのですからけれどもどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

マッピングシステムにつきまして、今、藤原委員の方から、3条ではなくて、将来的にいろいろ出てくるだろうというふうな話も今ございました。

ただ、もちろん将来にわたる部分も確かにございますけれども、ちょっと苦しい答弁になるのですが、3条、要するに、基本的に、将来に及ぼすものも確かにあるのですが、「この年しか通用しないとか」の声あり) その年にしか通用しないという部分が……。

○藤原委員

平成19年度にしか使えないものに4,200万円もかけるはずがないでしょう。何年使える予定なのですか、これは。まさか2年ということもないでしょう。まさか4年ということもないでしょう。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

済みません。今のマッピングシステムについては、資産として計上できる性質のものでないということで、3条予算の支出の方から支出しているということでございます。

○藤原委員

なぜ資産に計上できないのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

維持管理に使用するというので、資産に計上できないということで考えております。

○藤原委員

例えば、電話は日常業務に使いますね。日常業務に使うと、電話は資産には計上できないのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

電話のその加入権の関係というふうな意味合いでよろしいのでしょうか。今の内容は、電話……。

○藤原委員

いや、そういう理屈でいったら、車も日常業務に使うでしょう。毎日、止水栓を見に行ったり、いろいろやるでしょう。庁舎、庁舎は毎日使っていないのですか、業務で。庁舎だって固定資産ですよ。ですから、日常業務に使うから固定資産でないといったら、水道の施設の固定資産は皆なくなってしまうですよ。配水池だって、毎日市民に水を届けるために配水池があるのですから、日常業務に使っているものは資産にならないといったら、水道の資産は全然ないことになってしまいませんか。

○鈴木上水道部長

先ほど次長が申したとおり、それは資産として計上しないと。これらについては、当然、水道においては会計システム、それらはすべてソフトを使っております。それらについてもすべて3条の中で、当年度の費用の中で消化しているという実態です。

ですから、それだけをもって、ずうっと使うから、それは資産、4条でやるべきではないかとなると、すべてのものが、今の水道で行っている事業については、ほとんど電算化です。それらのものはすべてソフトを使ってやっております。

そういった中で、同一のものとして取り扱いをして、3条の中で費用として計上しているということです。

○藤原委員

これも、私は、市川配水池のその改修工事と同じ問題を含んでいると思うのです。市川配水池の方は、6,825万円かけて改修工事をするのだけれども、3条でやることにしたでしょう。それについては、「ちょっと検討してみます」ということでした。市川配水池については。

私は、このマッピングシステムについても、なぜその3条で、その年の経費だけを原則的に支出する3条の予算に、これを計上しなければいけないのかというのが、やはりわからないのです。普通、そういうシステムというのが、例えば耐用年数が10年なら10年なり、やはりこれは減価償却してやるべきではないのかと。先ほど電話の加入権の話が出ましたけれども、資産には無形固定資産というのもあるので、そして無形固定資産の償却というのもあるので、ですから、こういう5,000万円近いようなものが、今までソフトも全部3条でやってきたから、これは3条なのだというふうに言うのもいかなものかと。ですから、ちょっとこれも検討してみたいのです。

それで、市川配水池とマッピングシステムを足すと、市川配水池が6,825万円で、マッピングシステムが4,200万円ですから、1億1,250万円になるのですよ。1億1,250万円の臨時的な支出を、要するに平成19年度は3条から出しているわけですね。ですから、私は、こういう支出の仕方が、計上の仕方が果たしていいのかどうかと。

それから、市川配水池のときは、新たな設備投資で耐用年数を延ばすものではないというような話だったのですけれども、マッピングシステムについては、そういう点では新たな投資ですね。先ほど部長が言ったような問題も確かにそれはあると。ですから、ちょっとこれは検討してみたいのですけれども。

○中村委員長

この答弁は市長に答弁させます。

○菊地市長

きのうも3条、4条の問題は出たわけでございまして、内規をつくったらいいのではないかということで、やはりその辺の仕分けを、もう一回精査して、その上で判断したい、検討したいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。（「わかりました」の声あり）

#### ○根本委員

ただいまの件なのですけれども、例えば、一応ルールは、水道会計法上システムがあるとおっしゃいましたけれども、どこの自治体もある一定のルールに従って、3条にするか4条にするかというのは決まっていると思うのです。例えば、うちの水道部だけで、そういう簡単にできるそういう選べる問題なのですか、こういう問題というのは。その辺きちんとやはり明確に答弁してください。

#### ○鈴木上水道部長

これは公営企業法の中で、当然水道部も含めて制度化されているもので、多賀城市だけで定めるということはできません。ですから、ある一定の公営企業法上の会計処理上のルールに従って行うということです。

先ほどの市川配水池についても、なぜ3条で組んだ、4条でないかということは、当然、予算組みする段階で、これは3条であるという内部の、いわゆる会計上の処理決定をしております。構造上を補強して、全体を整備するものでないと。したがって、耐用年数が延びるものでないという判断の中で、いわゆるこれは当然、維持補修という前提で会計処理しております。

ただし、その他の例として、前回の中で藤原委員が、例としてこういう判断もあるのではないかとことでは、それはそうございます。それは、先ほど言ったとおり、当然、その工事をするによって、構造上にも、全体の強度的にも、全体ですよ、強度的にも、いわゆる延命というのですか、耐用年数を延ばすというものであれば、それは4条的な取り扱いもできます。

ですから、当然、その構造的な判断がどうなっているのか、あと含めて、その対象物に対する予算的にもどれぐらいかけると、いわゆる耐用年数が延びるといふ影響を与えるかというものの判断は、やはりもう少し具体的に決める必要がある、判断する必要があるというようなことです。

今言われたとおり、そういうソフトもすべてとなりますと、これもすべて減価償却するとなると、いわゆるノウハウそのものがすべて4条となります。我々の持っている蓄積も、それでは人件費も4条かというような取り扱いに私は拡大解釈されるのではないかと思います。したがって、先ほども言ったとおり、水道においては、今ほとんどいわゆるコンピュータ化して、財務会計システムはほとんどコンピューターです。それも莫大なお金です。それらと同じであるという前提で、当然3条と。

したがって、今回のマッピングシステムについても、半永久的に使えるわけではないです。それはもう当然、毎年、毎年メンテナンスをして、地形が変わります。配水池が変わります。配管が変わります。それらについては毎年、いわゆる増強して、パワーアップして、修正しながらもっていくということであれば、通常の財務会計システム、水道で取り扱っている企業会計のシステム等と全く同等の取り扱い。業務的には日常の給配水の、お客様方の給水申し込み等について使っていくと、こういうことで、今、当然それは3条の予算であるということだと思いますが、なお他の例もそれは確かめてみるということについては、当然やぶさかでない行為であると思います。

○藤原委員

上司が、きのうのあなたの答弁を受けて、あなた、きのう、検討しますと言っていたのです。ですから市長も安心して、今、「検討します」と、きのうもそういうふうにしたので、「検討します」と言ったのですよ。

それから、私は、「公営企業会計の手引き」に基づいて問題を指摘しているのですから、根拠なしに言っているのではないです。「効果が数年にわたって発するものについては、基本的には減価償却する」ということになっているのです。その上で、「いろいろな要素があるので、なお分けがたい問題も出てくる」と、そういうふうに書いてあるのです。「公営企業会計の手引き」に。實際上、やはり4条でやった方がいいのか、3条でやった方がいいのか、それはやはりケース・バイ・ケースでいろいろ問題が出てくるのだと。

それから、ある工事をやる場合もそうでしょう。ある工事をやる場合も、工事の中に4条に費用計上した方がいい場合と、それから、その中で3条に予算計上した方がいいと、そういうふうに「分類しなければならないときもあるのだ」と書いてあるのです。

ですから、竹谷委員が言ったように、「それぞれの事業所できちんとそういう基準をつくった方がいいのだ」と書いているのです。ですから、そういう基準をきちんつくった方がいいのではないかと。それで、「検討します」と言ったでしょう。ですから市長も安心して、今そういうふうにしたのです。私は根拠なしに言っているのではないですから。あなたは上司に恥をかかせるような答弁はやめなさいよ。

○鈴木上水道部長

検討するということは、この場で否定しているものではないのです。当然それについてはそういう定めがあるので、検討しますと。

ただ、先ほどの計上の仕方については、こういう線で計上しているのですということを説明したつもりです。（「だから検討するのでしょうか。市長が言ったのですから。どうなのですか」の声あり）それは何遍も言ったとおり、今も最後に言ったとおり、当然検討することについては、それは検討させていただくということには間違いございません。

○中村委員長

もとに戻らないように質疑応答していただきたいと思います。

○竹谷委員

そういう委員長の口答はちょっと気になるのですけれども、はっきり言って、今、藤原委員がきのうから提起している問題は、私もちょっとかじっていますけれども、公営企業法に基づいての会計処理の方法は、こういう方法でもやれるのではないですかと。だから3条ではなく4条でもいいのではないですかと。

たまたま、3条が今いいから、はっきりいって、そうじゃないと怒られるかもしれませんがけれども、たまたまいいからやれるのですよ。これがなかったらやれないのですよ。そうすると4条で、ぎりぎり4条に合わせてつくるしかないのです。そして、その理由はこうだと理由をつけるわけですよ。こうしなければいけない、いや、企業ですよ。ですから、私はある程度基準を設けてやったらいいのではないですかと、きのうおさめたわけですよ。そうしたら、市長も、「いや、そういう問題についてはちょっと検討します」と答弁したのですから、そこで、お互い、市長の、管理者の答弁を我々は信じて、部長もひとつ検討し

てもらえば、この問題は解決するのではないかというように思いますので、ひとつそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっとだけ教えてください。150ページの、今回、受託工事収益で1,157万7,000円と上がっていますね。それで、営業費用で受託工事費で1,182万4,000円となっていますね。普通は逆じゃないかと思っていたのです。ですから、これの計上の仕方が、どのような関係でこういう計上の仕方になっているのか、ちょっと教えてください。

○長田工務課長

今の御質問にお答えします。

確かに収益と費用でギャップといいますか、逆になっていますけれども、東土木からの受託工事、玉川岩切線の改良工事に伴っての水道管移設工事ですけれども、当事務所の課税売上高の関係から、消費税で相当額の補償不要とされておりまして、費用には計上されて、収入においては消費税を計上しないと。もちろん相手方が、そういう形で、課税売り上げ関係から、当事務所は見られませんよということで、消費税を計上していないと。

それと、費用の方でございますが、新たに資産が発生すると、既存の管が入っていますので、これまで使っていたものの資産減耗費が発生するというところで、収入より支出の方が多くなるというような形で、こういうふうな計上となっております。

○竹谷委員

わかりませんね。はっきり言えば、収入には消費税を乗せていないと。出る方には消費税計上して出しているということですか。そういう意味ですか、極端に言うと。

○長田工務課長

そうです。収入においては消費税をかけてないと。見込まれていないと。それと、あと支出においては資産減耗がかかるものですから、その分を差し引いて計上しているというような形になります。

○竹谷委員

何だかわかったようでわからないのですけれども、こういう計上の仕方はいっぱいあるのですか。たまたま東土木との関係だからこういうふうになるのですか。

○長田工務課長

東土木といいますか、既存の管を移設したり、そうしたときは、こういうのが発生いたします。

○竹谷委員

そうすると、我々でいろいろやったりするときがありますね。受託工事をお願いするときがありますね。今の既存の管を動かして、こちらに来てくれないかというようなもので、受託工事をお願いしてやる場合がありますね。例えば、あそこにある仙台新港でもやりますね、受託工事。そういう場合にもこういうふうになってくるのですか。

○長田工務課長

そういうのが発生いたしますけれども、背後地に関しては、いろいろ当時の工事というのですか、そういう依頼工事の中で、資産減耗なども発生いたしますけれども、一応背後地の方において、その辺は資産減耗にならないような形でお願いしているケースもあります。

○竹谷委員

今回、たまたまケースとして、資産減耗をせざるを得なかったと。そうすると、仕事をし  
てやって、赤字にして仕事をするという格好になると思うのですけれども、その分は何か  
で対応してくれるのですか、どこかで。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

お答えいたします。

資産減耗されるというのは、今まで使っていた部分について、差し引きますよというのが  
資産減耗分でございます。ですから、本来は、あったものをそのまま補償していただければ  
よろしいのですが、その部分について、使っていた部分については、補償の額から除く  
というような内容でございます。

○竹谷委員

これは水道事業所の行為での問題ではないでしょう。東土木からこれを受注、受けている  
ということは、東土木の工事に伴ってそういう状況が生まれてきたということでしょう。  
原因はどこにあるのですか。原因は東土木からの委託というのは、東土木の事業に伴って、  
本管なのかどうかわかりませんが、そこに問題が出ると。その分を減耗してしまったら、  
それはうちの方では償却してしまって、それが全然上乘せもしないでやるというのが、水  
道会計のやり方なのですか。それだけ聞いておけばいいです。

○鈴木上水道部長

当初、私もこの説明を受けたときに、相手から、私の方で使っているものが、相手が支障  
があるからといって、これをどかしてくれということは、全額補償していただくべきでは  
ないかということで、実は私も思いました。

そうしましたら、もう既に水道部としてはそれを使って利益を上げていると。いわゆる何  
年か使っているから、それは資産として減耗していると。ですから、減耗した分を除いて、  
いわゆる補償はしますと、こういうようなことで、実は私もちょっと何だど。東土木で事  
案が発生しているのだから、全額補償してもらわなければならないのではないかというこ  
とがあったのですが、当然、今まで使っていた分については、減耗という形で、その残っ  
た資産に対して補償をすると、こういうような内容だということで、今後はこの辺の補償  
を受ける際の、やはり一つの相手に対する交渉という制度もありますし、補償、補てんの方  
法の仕方というのですか、その辺も改めて制度的には直してもらいたいというのが私たち  
の考えです。

○竹谷委員

いいです。水道の企業会計法の中で、そういうふうな計算でやりなさいという仕組みなの  
かということを知っているのです。仕組みがそうであればいいのです。ですから、東土木  
ではこういうことだと。Aはこういうことだと、Bはこうでない、Cはそうでない、いろい  
ろばらばらでは問題があるのではないかと思うから聞くのです。こういうような発生事項  
は、AさんでもBさんでも、Cさんでも皆一緒ですと、そういうぐあいに企業会計法では  
指導されておりますと、そういうふうになっているのですかということを知っているの

す。それを聞いているのです。そうだとするのであれば、それでいいです。第何条でどうなっているかというのは、後で調べればいいことですから。

○鈴木上水道部長

制度的にそうなっているものを、受けざるを得ないということで、制度化されているということで御理解していただければと思います。

○中村委員長

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 71 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○中村委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第 66 号から議案第 71 号の平成 19 年度多賀城市各会計補正予算の審議はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 4 時 03 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 中村 善吉